



東京労働局  
渋谷労働基準監督署

令和7年度  
全国労働衛生週間  
の手引き

---

令和7年度 労働衛生週間スローガン  
ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて  
ストレスチェックで健康職場

# 目次

令和7年度(第76回)全国労働衛生週間	.....	1
東京労働局における取組	.....	2
労働安全衛生法等の改正について	.....	6
過重労働による健康障害防止対策	.....	8
メンタルヘルス対策	.....	11
小規模事業場における産業保健活動		
治療と仕事の両立支援対策	.....	15
女性の健康課題の理解促進	.....	19
行動災害(転倒・腰痛災害)防止対策	.....	20
熱中症予防対策	.....	27
職場における受動喫煙防止対策	.....	30
テレワーク従事者等の作業環境、健康確保等	.....	31
化学物質による健康障害防止対策	.....	32
石綿による健康障害防止対策	.....	36
東日本大震災等に関連する労働衛生対策		
労働安全衛生マネジメントシステムの確立を はじめとした労働衛生管理活動の活性化		

# 目次

## 作業環境管理・作業管理・労働衛生教育の推進

### 「職場の健康診断実施強化月間」

#### 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施

#### 快適な職場環境の形成

副業・兼業を行う労働者の健康確保対策	.....	39
個人事業者等が健康に就業するための取組	.....	40
粉じん障害防止対策	.....	41
電離放射線障害防止対策	.....	42
騒音障害防止対策	.....	44
振動障害防止対策	.....	45
情報機器作業における労働衛生管理対策	.....	45
酸素欠乏症等の防止対策	.....	46
一酸化炭素中毒防止対策	.....	47
業務請負等作業者への対策	.....	48

# 第76回 全国労働衛生週間

2025（令和7）年10月1日～7日「準備期間：9月1日～30日」

## ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

### 誰もが安心して健康に働く職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。



### 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

### 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故などの緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの実施
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

### 産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。  
地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健診相談などを実施しています。  
また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）  
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

### メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）  
[https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/anzensei12/](https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudou/roudoukijun/anzen/anzensei12/)

### 高年齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働く職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)

### 働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）  
[https://hatatarakikatakaku.mhlw.go.jp/top/list46-50\\_an-ji.html](https://hatatarakikatakaku.mhlw.go.jp/top/list46-50_an-ji.html)

### 労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。  
安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となつた際のご協力ををお願いします。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)

### その他

■ 職場における熱中症予防情報  
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

■ 職場における受動喫煙防止対策  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/)

■ 労働基準監督署等への届出（電子申請が便利です！）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)

■ 「いいきき健康体操」（監修：松平浩）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>

■ 腰痛を防ぐ職場の好事例集  
<https://www.mhlw.go.jp/content/113000000/001465336.pdf>

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和7年8月29日



担当	東京労働局 労働基準部 健康課 長 木村 恭巳 主任労働衛生専門官 鈴木 基泰 電 話 03(3512)1616
----	---

## 全国労働衛生週間を10月に実施します

～準備期間：9月1日から9月30日、本週間：10月1日から10月7日～

東京労働局（局長 増田 翳郎）は、事業者等の関係者が、労働衛生に関する意識の高揚と、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保を目的とした全国労働衛生週間を実施します。

東京労働局では、「産業保健フォーラム IN TOKYO 2025」の開催、事業者団体等に対する要請、メンタルヘルス対策等自主点検の実施などの取組を行うこととしています。

N

### 全国労働衛生週間にについて（別添資料1、2）

全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施しているもので、今年で76回目を迎え、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

今年は、第14次労働災害防止計画に基づく取組が展開されているところであり、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図る観点から、令和7年度の全国労働衛生週間を以下のスローガンの下で実施します。

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

東京労働局管内においては、上記趣旨を踏まえ、以下の取組を行います。

#### 【取組事項】

1 「産業保健フォーラム IN TOKYO 2025」の開催（別添資料3）

(1) 開催日時

10月8日（水）10時20分から16時00分

(2) 開催場所

ティアラこうとう（東京都江東区住吉2丁目28番36号）

(3) 内容

① 基調講演

「高年齢労働者のウエルビーイングと産業保健に求められる役割」

② 事例発表 1

「ケースに学ぶ高年齢労働者の健康保持・増進策と自職場への活用」  
産業医科大学 産業医実務研修センター副センター長  
教育教授 柴田 喜幸 氏

③ 事例発表 2

「人生100年時代の口の健康とは～歯だけではなく口の機能も重要です～」  
東京科学大学 大学院 医歯学総合研究科  
地域・福祉口腔機能管理学分野 教授 松尾 浩一郎 氏

④ 事例発表 3

「企業における治療と仕事の両立支援～職場の環境整備の視点から～」  
公益財団法人 明治安田厚生事業団 ウエルネス開発室  
健康経営工キスパートアドバイザー 三橋 由美子 氏

⑤ 健康測定・相談・展示コーナー

イベント会場において、健康測定コーナー、各種安全衛生管理・ストレステック等の相談コーナー、図書や保護具の展示コーナー等を設け、様々な産業保健情報の提供を行います。

- 2 「TOKYO 介護施設 SAFE 協議会」の開催  
令和7年9月10日（水）、介護施設における腰痛等の労働災害防止のための協議会を開催します。また、当局管内の約2800事業場に対し、腰痛予防対策に関する自主点検を行います。

3 事業者団体及び事業場等に対する要請等

- (1) 当局管内の事業者団体等（95団体）に対して、本週間の実施にについて、傘下の会員事業場への周知啓発を行うよう要請しました（別添資料4）。
- (2) 当局管内の事業場に対し、ストレスチェックの実施状況等、メンタルヘルス対策に関する自主点検を行います。また、これらの中の自主点検及び各種会議等においてストレスチェックの取り組み事例等のリーフレットを配布するなど周知を行います（別添資料5、6）。

- (3) 化学物質による健康障害防止対策として、ラベル表示やSDSの交付、リスクアセスメントの取組状況に関する自主点検を行います。

- (4) 労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取及び意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆様に改めて徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行います（別添資料7）。

4 東京労働局管内の労働基準監督署の取組

都内の各労働基準監督署では、労働衛生週間説明会や事業場訪問するなど、本週間にについての周知・指導や広報活動を集中的に行います。

- 5 5月から9月は、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」中です（別添資料8、9）。

## 申込先

第14次東京労働局労働災害防止計画 推進中!



参加費  
無料!!

# 第30回 産業保健フォーラム IN TOKYO 2025

高年齢労働者の健康確保～いくつになつても働く職場づくり～

日 時 令和7年10月8日水 開 場 9:50

場 所 テイアラこうとう (江東区住吉2丁目28番36号)

10:20 主催者あいさつ

### 【基調講演】

10:30~11:45 高年齢労働者のウェルビーイングと産業保健に求められる役割  
法政大学キャラリアデザイン学部教授 東京産業保健総合支援センター相談員 廣川 進

### 事例発表①

13:30~14:30 ケースに学ぶ高年齢労働者の健康保持・増進策と自職場への活用  
産業医科大学 産業医実務研修センター副センター長 教育教授 柴田 喜幸

### 事例発表②

14:30~15:00 人生100年時代の口の健康とは～歯だけではなく口の機能も重要です～  
東京科学大学 大学院 医歯学総合研究科 地域・福祉口腔機能管理学分野 教授 松尾 浩一郎

### 事例発表③

15:00~15:30 企業における治療と仕事の両立支援～職場の環境整備の視点から～  
公益財団法人 明治安田厚生事業団 ウエルネス開発室長 三橋 由美子

同時開催 | 健康測定コーナーもあります！  
健診測定コーナー | 相談コーナー | 展示コーナー

(主催) 東京労働局／(公社)東京労働基準協会連合会／東京産業保健総合支援センター  
(後援) 東京都／特別区長会／東京都市長会／東京都町村会／(公社)東京都医師会／  
東京都産業保健健康診断機関連絡協議会／全国労働衛生団体連合会東京都地区協議会／他関係団体（予定含む）

## 公益社団法人 東京労働基準協会連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8  
TEL 03-6380-8305

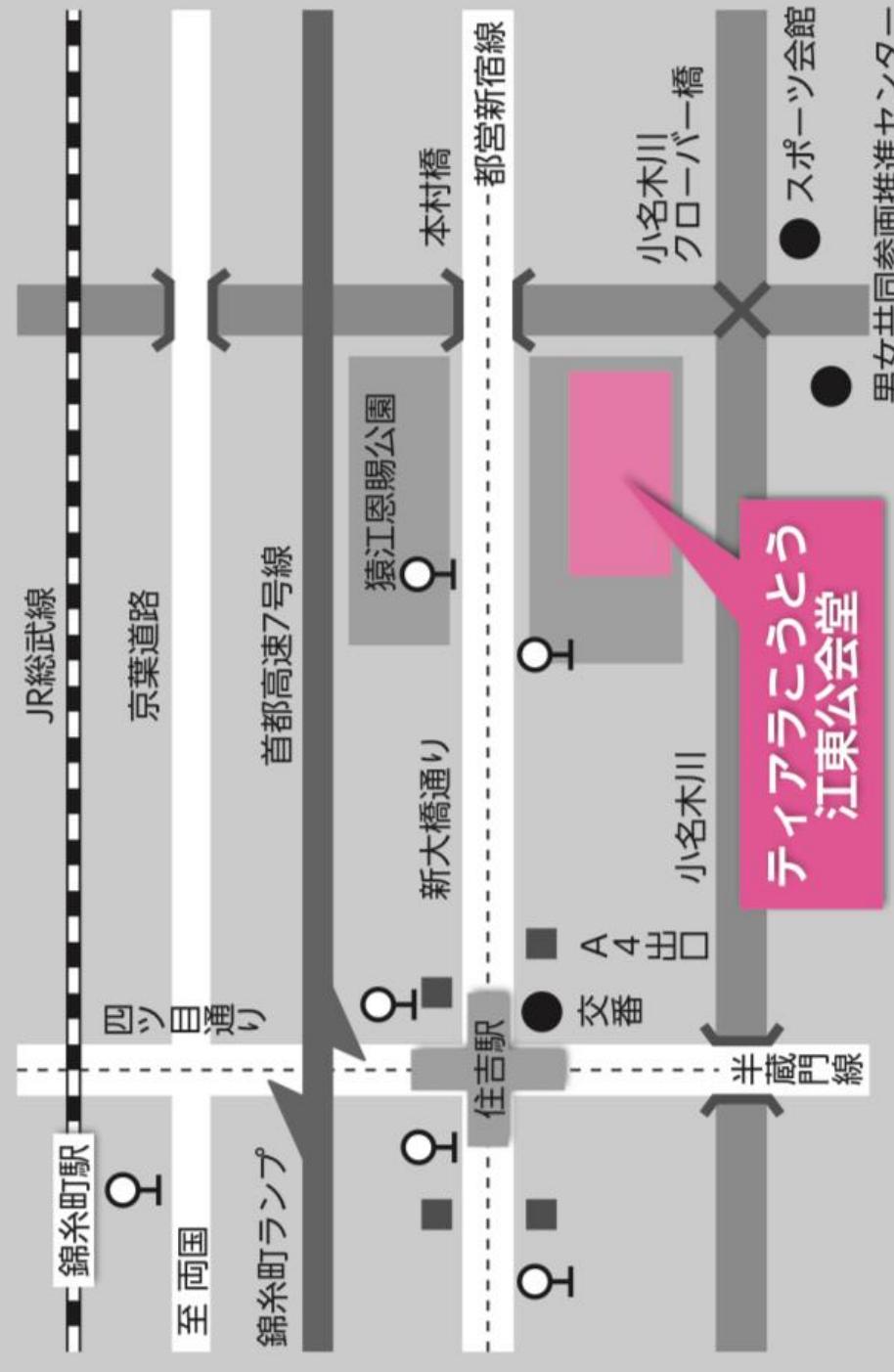


<https://www.toukiren.or.jp/shf2025.html>

申し込みは、Webでお願いします。

ご記入頂いた個人情報につきましては、本大会の的確な実施のために使用するもので、これ以外の目的には使用しません。  
フォーラムの講演等につきましては後日アーカイブ配信を予定しております。(詳しくは東京労働局ホームページをご確認ください。)

## 会場案内



### 電車利用の場合

地下鉄 都営新宿線・東京メトロ半蔵門線「住吉」駅下車A4出口より徒歩4分

### バス利用の場合

- ① 東22系統 錦糸町駅～東陽町駅「住吉駅前」下車徒歩5分
- ② 錦11系統 錦糸町駅～築地駅「住吉駅前」下車徒歩5分
- ③ 錦28系統 錦糸町駅～東大島駅「江東公会堂前」下車徒歩1分



# 東京労働局全国労働衛生週間の取組

東京 > ニュース&トピックス > トピックス > 産業保健フォーラム IN TOKYO 2024を開催しました

## 産業保健フォーラム IN TOKYO 2024を開催しました

東京労働局（局長：富田望）は、事業者を始め産業医、衛生管理者等の産業保健に携わる方々や人事担当者を対象に、労働者のこころと体の健康確保に係る各種情報を提供する機会として、「産業保健フォーラム IN TOKYO 2024」を令和6年10月9日（水）にティアラこうとう（江東区住吉2-28-36）で開催いたしました。（参加者550名）



### プログラム

#### 【特別講演】

「自律的化学物質管理と産業保健」

株式会社MOANA土肥産業医事務所 代表 土肥 誠太郎 氏

#### 当日配布資料

#### 【事例発表①】

事業者の皆さんへ

別添1

### 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

#### 1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。
- 特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。



#### 2. 医療保険者との連携

- 医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。
- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者に義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



都道府県労働局・労働基準監督署



(※令和6年度の取組、東京労働局ホームページ等より抜粋)



厚生労働省 東京労働局

### Press Release

厚生労働省  
東京労働局発表  
令和7年2月18日

担当 東京労働局 労働基準部 健康課  
課長 坂本 直己  
主任労働衛生専門官 柳 多賀子  
電話 03(3512)1616

### メンタルヘルス対策等自主点検実施結果について

東京労働局（局長 富田 望）は、職場におけるメンタルヘルス対策等の自主的な取組を促すため、「メンタルヘルス対策等自主点検」を実施し、このほどその結果を取りまとめましたので公表します。

自主点検は、東京労働局管内の事業場のうち、常時使用する労働者 10 人以上の事業場から無作為抽出した約 2,900 事業場を対象とし、579 事業場から有効な回答を得ました（回答率 20.0%）。

#### 【メンタルヘルス対策自主点検結果】

- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は 91.7%  
(令和5年度の自主点検結果 : 89.4%)
- 50 人未満の小規模事業場においてストレスチェックを実施している事業場の割合は 51.2%  
(令和5年度の自主点検結果 : 47.2%)
- 必要な産業保健サービスの提供を行っている事業場の割合は 88.1%  
(令和5年度の自主点検結果 : 87.8%)

#### 【今後の取り組み】

ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策の徹底を図るため、引き続き集団指導、個別指導等あらゆる機会をとらえ、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知を図るとともに、ストレスチェックの実施のみならず、結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組をさらに促進するため、産業保健総合支援センターによるメンタルヘルス対策に係る支援（研修、訪問支援等）の利用勧奨や 50 人未満の小規模事業場に対する地域産業保健センターの利用勧奨など、引き続き行ってまいります。

別添資料：メンタルヘルス対策等自主点検実施結果について（調査の概要）



安全衛生方針の表明と安全管理をしますよう

安全衛生方針を対外的に公表することにより、「事業場内の安全衛生意識の高揚」、「安全衛生活動に意欲のある企業の社会的評価」にもつながることが期待できます。以下の例を参考に「**経営トップによる安全衛生方針**」を表明し、事業場で働く方々一人一人が安全衛生方針に沿った「安全衛生宣言」を行い、「**全員参加**」で労働災害防止に努めてください。

# 「私の安全衛生宣言」 「安全衛生宣言」 集め! 私の安全衛生宣言 Safe Work TOKYO 2025

東京労働局では、官民一体となつた労働災害防止等の取組を推進しています。	(東京労働局HP)
この取組の一環として、「私の安全衛生宣言コソクール Safe Work TOKYO 2025」を開催し、職場における労働者自身の安全衛生宣言を広く募集します。	
<b>募集期間</b> : 2025年7月1日(火) ~ 10月7日(火)	
<b>応募資格</b> : 都内の事業場で働いている方	
<b>応募方法</b> : 電子メール又は応募フォーム(裏面参照)	
<b>表式</b> : 入選された方に直接連絡いたします	
<b>発表</b> : 2025年12月頃	



昨年度の安全管理宣言コンクール受賞作品

- 優秀作品賞  
安全部門・うまくやるより安全に早くやるより確実に作業手順守つ  
・ささいなことでも指さし確認！その一瞬が防ぐ事故

労働衛生部門・水分・塩分補給の徹底！皆で声かけ体調確認！  
・過信せず業務前には腰痛予防体操をします。

○奨励賞  
安全部門・忙しい時こそ一呼吸心のゆとりで安全確認・事故防止

労働衛生部門・化学物質使用時はSDSをまづ確認！正しい保護具で使う少しあど少してオーバーヒートゆどりをもつて

※応募方法・応募様式は裏面をご確認ください  
主催：東京労働局、(公社) 東京労働基準検査会



# 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

## 令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み  
多様な人材が安全に、かつ安心して働き続ける職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

### ①個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

#### (1)注文者等の配慮

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

### ②混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。  
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

### ③業務上災害報告制度の創設

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができます。  
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととされています。

### ④個人事業者等自身への義務付け

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

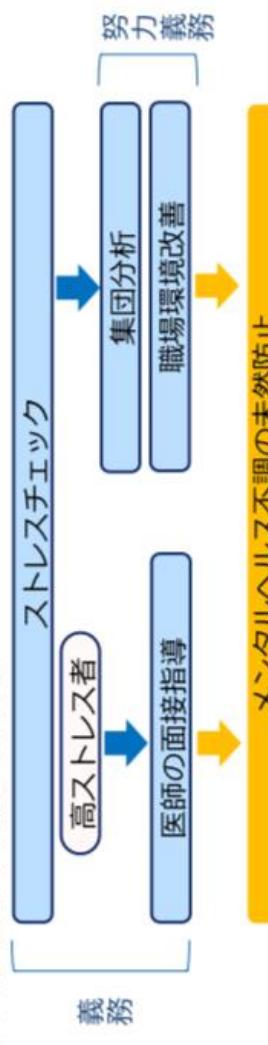
### ②職場のメンタルヘルス対策の推進

#### 公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぼ)の体制拡充などの支援を進めています。

#### [ストレスチェック制度の流れ]

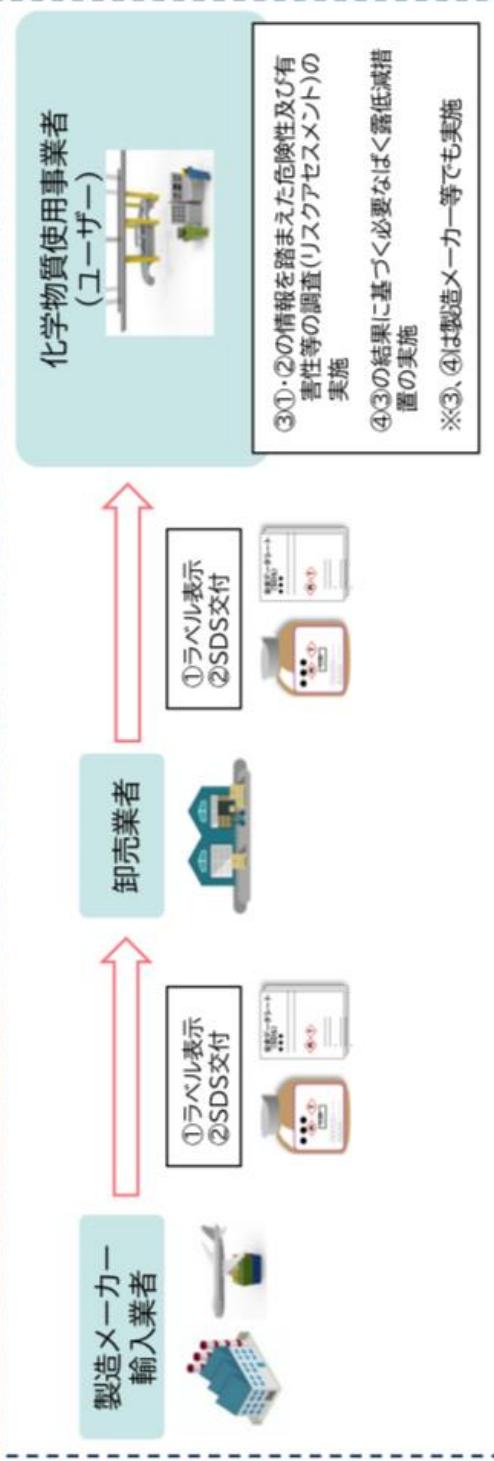


### ③化学物質による健康障害防止対策等の推進

#### (1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時ににおける危険性及び有害性情報の通知(SDS: 安全データシート)の交付の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

#### 化学物質管理の流れの例



### R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告せることができます。  
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととされています。

### R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

## (2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行 (2)特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合には、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては非開示は認められません。

### (3)個人ばく露測定の精度担保

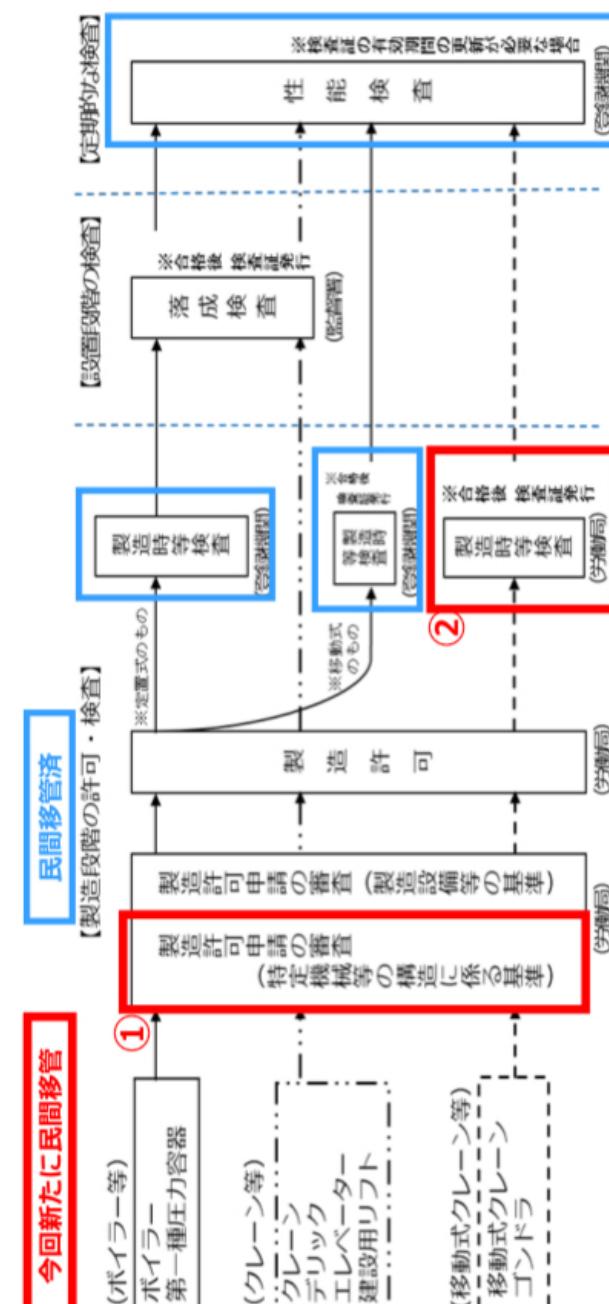
R8.10.1施行 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関する度合いによって、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するためには、個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従つて行うことが義務となりました。

### 4 機械等による労働災害防止の促進等

R8.4.1施行 (1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことなどが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従つて検査・検定を行わなければならないこととされました。



3

R8.1.1施行 (2)特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従つて検査を行わなければならぬこととされました。また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行つた場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

### 5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行 高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行つていただく必要があります。

加えて「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

R8.4.1施行

### 6 治療と仕事の両立支援の推進

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

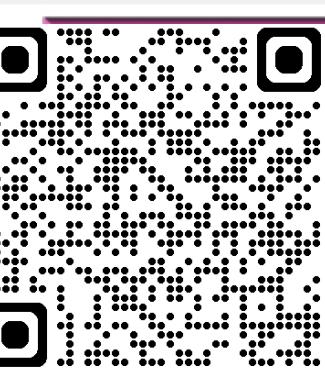
また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を定めることにより、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行つていただく必要があります。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

4

R7.6作成



し  
じ  
ご  
と  
よ  
い  
の  
ち  
。



すべての人が健康で、毎日イキイキと動き続ける社会へ。  
みんなと一緒に考えてみませんか。



## Part1 産業医・産業保健機能の強化

### Chapter1 産業医の活動環境の整備

#### Section1 産業医の独立性・中立性の強化

Point1 産業医の独立性・中立性の強化	1
Point2 産業医の知識・能力の維持向上	1
Point3 産業医の辞任・解任時の衛生委員会等への報告	1

#### Section2 産業医への権限・情報提供の充実・強化

Point1 産業医の権限の具体化	2
Point2 産業医等に対する労働者の健康管理等に必要な情報の提供	2
Point3 産業医が勧告しようとするときの事業者に対する意見の求め、 産業医から勧告を受けたときの勧告の内容等の記録・保存	3

#### Section3 産業医の活動と衛生委員会等との関係の強化

Point1 産業医の勧告を受けたときの衛生委員会等への報告	3
Point2 産業医による衛生委員会等に対する調査審議の求め	4
Point3 安全委員会、衛生委員会等の業務の内容等の記録・保存	4

### Chapter2 健康相談の体制整備、健康新情報の適正な取扱い

Point1 労働者からの健康相談に適切に対応するために必要な体制の整備等	4
Point2 労働者の心身の状態に関する情報の取扱い	5
Point3 産業医等の業務の内容等の周知	5

### Part2 長時間労働者に対する面接指導等

Point1 労働時間の状況の把握	6
Point2 労働者への労働時間に関する情報の通知	8
Point3 医師による面接指導の対象となる労働者の要件	8
Point4 研究開発業務従事者に対する医師による面接指導	9
Point5 高度プロフェッショナル制度対象労働者に対する医師による面接指導	10
Point6 改正安衛法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項又は第66条の8の4第1項の 規定により面接指導を行つ労働者以外の労働者に対する必要な措置	11



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 働き方改革によって ワーク・ライフ・バランス

を実現しませんか！

残業時間を減らしたり、年次有給休暇等の取得を進めるとともに、労働時間・休日の制度、多様な働き方の導入など、働き方の見直しの取組を広く「働き方改革」といいます。

「働き方改革」により、労働者の心身の健康を確保するとともに、家庭生活、地域活動等に必要な時間と労働時間を柔軟に組み合わせて心身とともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境をととのえて、生産性の向上につなげ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することができます。



Change! JPN  
カエル! ジャパン

- 仕事を公ダをなくして、労働時間、休暇制度を見直したい。
- 休日、柔軟な労働時間制度を導入したい。
- フレックスタイム制度や朝方勤務等、柔軟な労働時間制度を導入したい。
- 年次有給休暇の取得を促進したい。

## 働き方・休み方改善コソナルタント

訪問などにより、無料で、働き方・休み方をアドバイスします。  
お申込み、お問い合わせ先は

**03-6867-0211**

〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14F

ひとくらしみらいために  
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しよう

～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施します。  
また、労働者が行う健康診断を受けなければなりません。

## ◆ 健康診断の種類

事業者に実施が義務付けられている健康診断には、以下のものがあります。

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入時の健康診断（安衛則第43条）	常時使用する労働者	雇入れの際
定期健康診断（安衛則第44条）	常時使用する労働者（次項の特定業務従事者を除く）	1年以内ごとに1回
特定業務従事者の健康診断 (安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第3号（※1）に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
一般健康診断 (安衛則第45条の2) 海外派遣労働者の健康診断 (安衛則第45条の2) 給食従業員の検便 (安衛則第47条)	海外に6月以上派遣する労働者 海外に6月以上派遣する労働者 事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	海外に6月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際 雇入れの際、配置替えの際

## ※ 1：労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及びひびく暑熱な場所における業務  
ロ 口内作業場等における有害放射線その他の中性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務  
ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務  
ニ 土石、黙毛等のじんあるいは粉末を著しく飛散する場所における業務  
木 異常気圧下における業務  
ベ サク岩機、鉛打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務  
ト 重量物の取扱い等重激な騒音を発する場所における業務  
チ ポイラー製造等強烈な騒音を発する業務  
リ 坑内における業務  
ヌ 深夜業を含む業務  
レ 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務  
ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務  
カ 病原体によって汚染のおそれがある業務  
力 その他厚生労働大臣が定める業務

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、それぞれの健康診断ごとに定める実施時期（雇入れ時・配置替えの際など）及び頻度（6月に1回など）で実施しなければなりません。主な健康診断は以下とおりです。

屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者（有機則第29条）	・鉛業務に常時従事する労働者（鉛則第53条）	・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者（四アルキル鉛則第22条）	・特定化學物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者（一部の物質に係る業務に限る）（特化則第39条）	・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者（電離則第38条）	・放射線業務に常時従事する労働者（除染則第20条）	・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者（除染則第40条）	・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する在籍労働者（石綿則第40条）	① 就業場所の変更	② 作業の転換	③ 労働時間の短縮	④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
特殊健康診断 じん肺 健診 じん肺 (歯科医師による健康診断)	・常時粉じん作業に従事したことのある管理3又は管理3の労働者（じん肺法第3条、第7~11条） 注:じん肺の所見があると診断された場合には、都道府県労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。	・塩酸、硝酸、硫酸、亞硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又是その支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者（安衛則第48条）	・歯科医師による健康診断	・塩酸、硝酸、硫酸、亞硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又是その支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者（安衛則第48条）	等、適切な措置を講じなければなりません。						

なお、VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等、通達等で示す特定の業務に従事する労働者に対して、それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう勧奨しています。このほか、令和6年度からはリスクアセメント対象物健康診断の仕組みも始まりました。詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康確保に努めましょう。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督局

(2025.3)

# 労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



## ● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようになるためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者に、当該労働者の健康を保持するため必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるとときは当該労働者の実情を考慮して、  
① 就業場所の変更  
② 作業の転換  
③ 労働時間の短縮  
④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる  
等、適切な措置を講じなければなりません。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



# メンタルヘルス対策の体系とストレスチェック

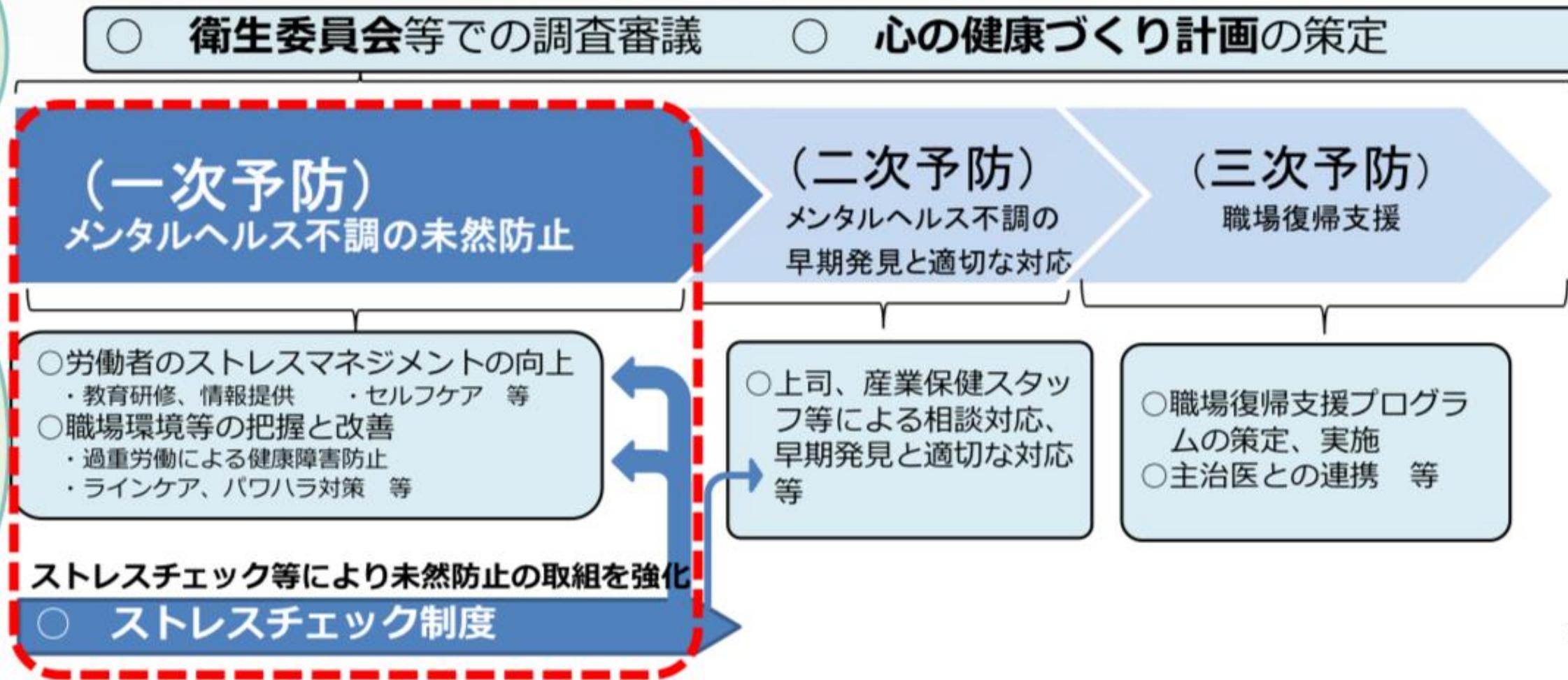
○職場におけるメンタルヘルス対策は、**3本の柱**からなる。

- (一次予防) メンタルヘルス不調の未然防止
- (二次予防) メンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応
- (三次予防) 職場復帰支援

○**ストレスチェック制度**は、ストレスの状態を把握することでメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としており、**一次予防のための仕組み**と位置づけられる

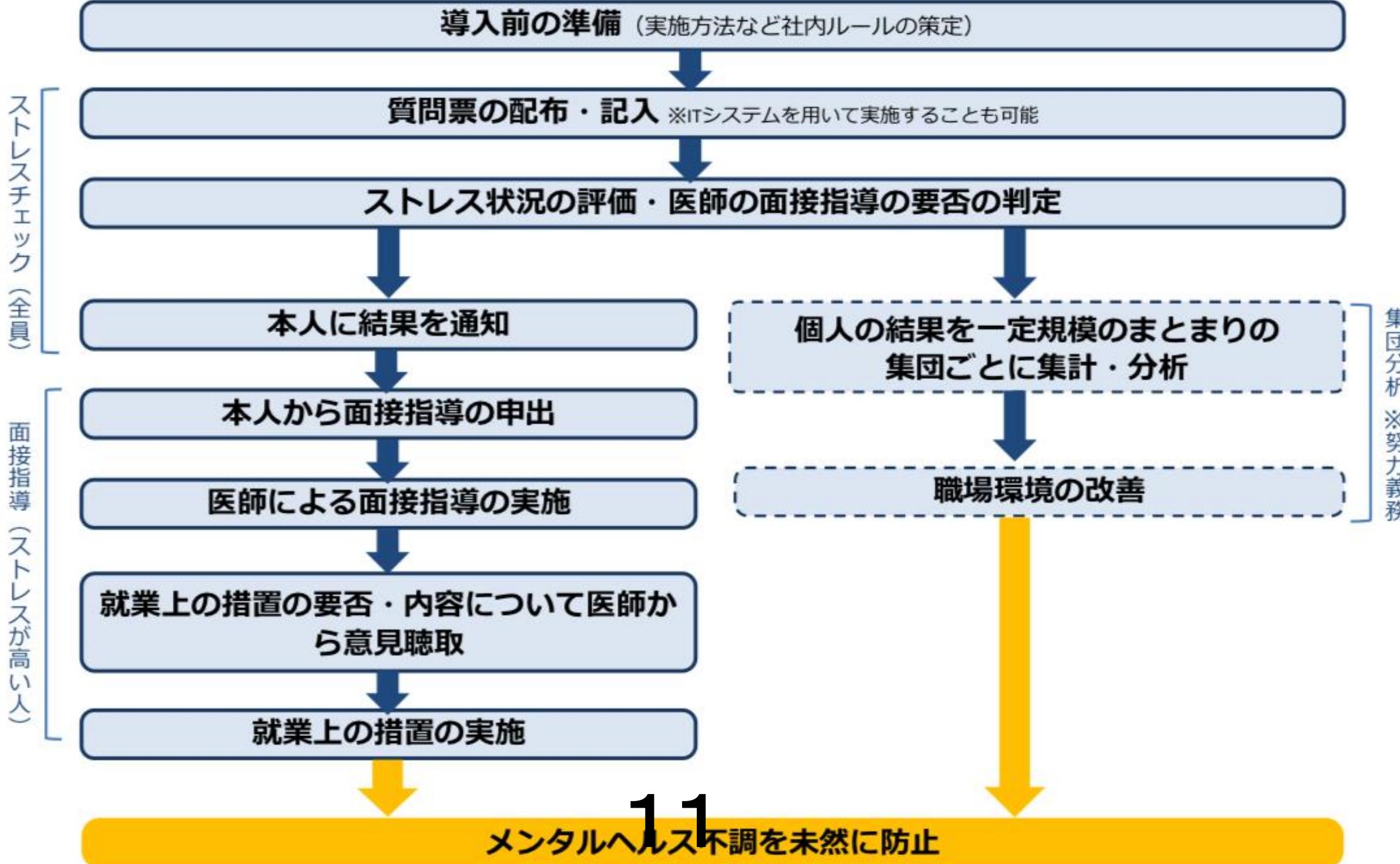
体制整備

具体的な取組



7

## ストレスチェック制度の実施手順



8



# 厚生労働省版ストレスチェック制度実施プログラムの概要

ストレスチェック制度が事業者において円滑に導入できるよう、ストレスチェックの受検、ストレスチェックの結果出力、集団分析等を行う「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を無料公開

厚生労働省



## 「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」 ダウンロードサイト

「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」ダウンロードサイトは、改正労働安全衛生法に基づき、平成27年12月より施行されたストレスチェック制度が事業者にて円滑に導入できるよう、ストレスチェックの受検、ストレスチェックの結果出力、集団分析等が出来るプログラム「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」（以下、「実施プログラム」という）を無料で配布しています。

[この実施プログラムは、事業場で実施するものです](#)



パソコン用アプリです



スマホタブレットでは利用できません



### ダウンロードはこちらから

注意事項をご確認の上、[チェックボックスにチェックを入れると](#)、  
「ダウンロードする」ボタンを押すことができます。



チェックボックスはこちら



### 具体的な機能

- ・ 労働者における画面上でのストレスチェックの受検  
※ 紙媒体で実施した場合、CSV等へ入力したデータをインポートすることも可能
- ・ 労働者の受検状況の管理
- ・ ストレスチェック結果の点数集計
- ・ ストレスチェック結果の出力
- ・ ストレスチェック結果の集団分析

### ダウンロード数（実績）

- ・ 令和4年度：30,053件
- ・ 令和3年度：29,708件
- ・ 令和2年度：21,888件

※ 同一の者による複数回ダウンロードの場合もそれぞれカウントしている。



## 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置。  
【アクセス件数実績(令和4年度)：約893万件】

### 職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供

- メンタルヘルスに関する基礎知識
- 専門の相談機関や医療機関
- 統計情報
- 事業場の取組事例
- 各種支援・助成制度
- 関係行政機関の情報 等



### メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する メール相談・電話相談・SNS相談窓口の設置

労働者やその家族からのメンタルヘルス不調やストレスチェック後のセルフケアなどに関する相談、事業者や産業保健スタッフ等からのメンタルヘルス・過重労働対策などに関する相談に応じる、メール相談・電話相談・SNS相談窓口を設置。

#### 「こころの耳メール相談」(平成26年7月～)

○相談実績(令和4年度)：4,234件

#### 「こころの耳電話相談」(平成27年9月～)

※平成28年度に  
「こころほっとライン」から改称

○専用ダイヤル：0120-565-455  
○受付日時：月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00  
(祝日、年末年始を除く)

○相談実績(令和4年度)：27,177件

#### 「こころの耳SNS相談」(令和2年6月～)

○受付日時：月・火／17:00～22:00、土・日／10:00～16:00  
(祝日、年末年始を除く)

○相談実績(令和4年度)：7,808件

## こころの耳をご存じですか？

「こころの耳」は、働く方と、周りで支える方々をサポートする  
職場のメンタルヘルス対策専門の情報サイトです

厚生労働省



### こころの耳の相談窓口

#### 働く人の 「こころの耳電話相談」

0120-565-455

月曜日～火曜日 17:00～22:00  
土曜日～日曜日 10:00～14:00  
(祝日、年末年始を除く)

※相談の際には料金請求への同意が必要です。あらかじめ料金的負担を了承ください。

#### 働く人の 「こころの耳SNS相談」

スマートフォンなどでのQRコード  
を読み取ることで登録できます

月曜日～火曜日 17:00～22:00  
土曜日～日曜日 10:00～14:00  
(祝日、年末年始を除く)

※相談の際には料金請求への同意が必要です。あらかじめ料金的負担を了承ください。

#### 働く人の 「こころの耳メー リーリー

24時間対応  
1週間以内に返信



# 産業保健活動総合支援事業

事業場における産業保健活動の活性化を図るために、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等の取組に対して、①事業者、産業医等産業保健スタッフ等に対する研修等の実施、情報提供等、②小規模事業場に対する産業保健サービスの提供、助成金等の各種支援を行う。

## (独)労働者健康安全機構(本部)

- 産保センター及び地域窓口に対する支援・指導
- 情報提供・広報
  - ・ホームページ運営、情報誌発行、教材開発、両立支援の事例収集・公表 等

## ○団体経由産業保健活動推進助成金

事業主団体等が傘下の中小企業等に対し、産業保健サービスを提供した場合に助成



## 産業保健総合支援センター

47都道府県に設置

### ○産業保健関係者の育成等

- ・産業医等産業保健スタッフ向け専門的研修
- ・事業者、労働者等向け啓発セミナー
- ・管理監督者、若年労働者に対するメンタルヘルス教育
- ・産業保健関係者からの専門的相談対応

### ○情報提供・広報

- ・ホームページ運営等

### ○連絡会議等開催

- ・都道府県及び地域単位の運営協議会の開催等

### ○事業場における産業保健活動への支援

- ・メンタルヘルス対策の専門家による企業への訪問指導
- ・両立支援の専門家による企業への訪問指導、個別ケースの調整支援

### 地域産業保健センター (地域窓口)

産保センターの下、監督署単位  
(全国約350箇所)に設置

### ※労働者50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場への支援

- ・産業医、保健師等による訪問指導(長時間労働者の面接指導、健康診断結果の意見聴取等)

32

あいさつや声かけに努めて、懇親の機会も作っている。  
次は何に取り組むと会社のためになるかな?



## 活力ある職場づくりの秘策 教えます!

心の健康づくりに役立ちます



### 1. 経営者として職場環境と自身の健康を評価したい



「職場環境改善が大切」って言われるけど、何からどう始めたらいいのかなあ。

このツールなら会社の現状を簡単に把握できますよ。社長ご自身の健康も一緒に評価できるから一石二鳥です!



「職場と健康に関する自己評価チェックリスト」は、経営者が自社の職場環境(心身の負荷、事故のリスク、自身の行動)と自身の健康状態(心身の健康、生活習慣、健康に対する意識)を評価するためのチェックリストです。

定期的に使用することで、自律的かつ継続的な職場環境の把握と改善に役立てることができます。

#### ▼チェックリストの一部を抜粋

STY2000 Self-assessment of Work and Health(職場と健康に関する自己評価チェックリスト)

仕事と職場環境		リセット		
あなたの会社の職場環境について、以下の項目を評価してください。	心地の良いと感じる	いつも／しばしば	ときどき	まったくない／全くない
あなたの会社には、以下のよう心地の良い環境がどれくらいありますか？				
・時短的な割引や待遇などの福利厚生	●	●	●	●
・ストレス低減	●	●	●	●
・活躍のための時間	●	●	●	●
・手当や福利厚生の充実度	●	●	●	●
・働きがいのある職場	●	●	●	●

### 2. 経営者自身が会社のこころの健康づくりを学びたい



従業員の心の健康づくりをサポートして、会社経営にも役立てられるツールはないかな。

経営者が知っておきたい基礎知識を聞きながら簡単に学べるツールがありますよ！



・従業員が健康で、生産性高く働くためには経営者のかかわりが大きく影響します。

・「経営者向け ウェルビーイング・リーダーシップトレーニングプログラム」は、経営者が従業員の健康と生産性を高めるために必要な知識へ手軽にアクセスでき、様々なケース対応の疑似体験ができるツールです。

・10分程度の短時間の学びを重ねながら、気づきや学びをメモして頂くと、ご自身用の処方箋が完成します。

#### 第4回 その声かけ、やる気を下げているかもしれません

Case1. やる気のない新人

●入社2年目のS氏は、真面目で優秀な社員です。数年ぶりの採用で、会社として期待をかけており、入社後しばらくは本人もとても張り切って、色々なことを提案してくれました。

●しかし、この1年ほど自ら提案をしてこなくなりました。言わされたことをやれば、それ以上のことはやらずに帰ってしまいます。

仕事を面白がっているようには見えません。



次へ進む

前画面に戻る



### 3. 従業員個々のこころの健康づくり(セルフケア)を行いたい



従業員が気軽に使って、心の健康づくりに役立ててもらえるツールがあるといいな。

心の健康づくりに役立つ情報がLINEで届くおすすめのプログラムがありますよ！



「こころのセルフメンテ うえるびの森」は、小規模な会社で働く従業員のためのLINEプログラムです。LINEで友達登録したあとに、年齢、性別、ストレス状況を入力すると、それに合わせて、科学的根拠に基づく「こころが軽くなる言葉のサプリ」となるメッセージが自動で届きます。

ウェブサイトにはセルフケアに関する100以上の記事を掲載し、簡潔な文章とイラストでセルフケアのコツをわかりやすく紹介しています。

### 4. さらに職場の意思疎通を活性化して、働きやすい職場づくりに取り組みたい



職場の一体感が今一つ感じる。働きやすくて活力のある職場にしていきたいな。

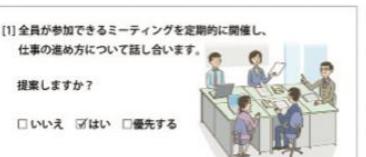
従業員みんなで職場環境を改善していくツールがありますよ！



「ウェブ版いきいき職場づくり職場環境改善ヒント集」を使うと、職場全員でワイワイ楽しみながら職場環境改善をすすめることができます。

まず、アクションチェックリストというツールを使って、働きやすい職場づくりに役立つ良い点と改善したい点を幅広い視点から振り返ります。次に、そのチェック結果を活用して、皆で話し合いの機会をもち、具体的な職場環境改善をすすめます。

これらの取り組みを通じてコミュニケーションや相互支援が強化されます。



### 5. 不調者が発生しているので対応したい(あらかじめ学んでおきたい)



知り合いの社長がメンタルヘルス不調者の対応で苦労していたから、あらかじめ、いざという時に参考になる具体的な事例を知りたいな。お金をかけずに無理なくできることだと、ありがたいな。

メンタルヘルス不調者に適切に対処するためのツールがありますよ！



小規模な会社では、産業医や産業看護職などの専門職がいないことが多い、メンタルヘルス不調者が生じたときに、多くの経営者が対応に苦労します。苦労したときに、社会保険労務士に相談をする経営者も多いと思います。

「地域産業保健センターを活用した小規模事業場でのメンタルヘルス対応事例」は、小規模な会社でメンタルヘルス不調になった従業員が生じて、対応が必要となった場合に参考としてもらうことができます。



14



これならできそうだ！早速使ってみよう！

このこころの健康づくりお役立ちツール

[https://www.med.kitashiro-u.ac.jp/lab/publichealth/u\\_tool/](https://www.med.kitashiro-u.ac.jp/lab/publichealth/u_tool/)



1

病気で仕事を続けられるかお悩みの方へ

## 「治療」と「仕事」の両立に悩んだら

治療を受けることがあります。  
働くこと

病気の治療は、体調の変化や薬の副作用、定期的な通院など、負担は少なくありません。治療を受ながら働き続けたいけれど、誰にも相談できずに一人で悩んでいませんか？

、まずはどこに相談すればいいですか？！

労働者（患者）

今の状況や自分の気持ちを整理する

仕事や治療の状況から働きたい気持ちがまとまつたら、どのような働き方をしたいか整理する

事業者

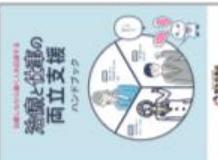
会社に相談する  
仕事をする上での不安・困りごとを相談する会社で活用できる制度（休暇、手当、勤務形態の変更等）について説明を受ける

医師

病院に相談する  
治療の内容や方針がわからない場合、会社への病状の説明の仕方に悩んだ場合は、主治医や患者相談窓口に相談する

「働きたい」という気持ちが固まつたら、  
**両立支援コーディネーター**  
と一緒にプランを立ててみましょう。

治療と仕事の  
両立支援ハンドブック



両立を始める前に考えるポイントや困った時の相談先、社内制度や活用できる支援制度など、「治療と仕事の両立」を進める時に必要な情報を掲載しています。

お近くの相談窓口

「治療と仕事の両立支援ナビ」では、支援機関別、都道府県別に相談窓口を掲載しています。



各都道府県労働局でも相談内容に応じた地域の相談窓口を案内しています。  
お気軽にお問い合わせください。

全国の産業保健総合支援センター（さんぽセンター）では、産業保健の専門スタッフが、両立支援に関する相談を受け付けています。ぜひご活用ください。

詳しくは  
ご覧ください。  
ごガイドラインを



治療と仕事の  
両立支援

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

治療 両立ナビ | 検索

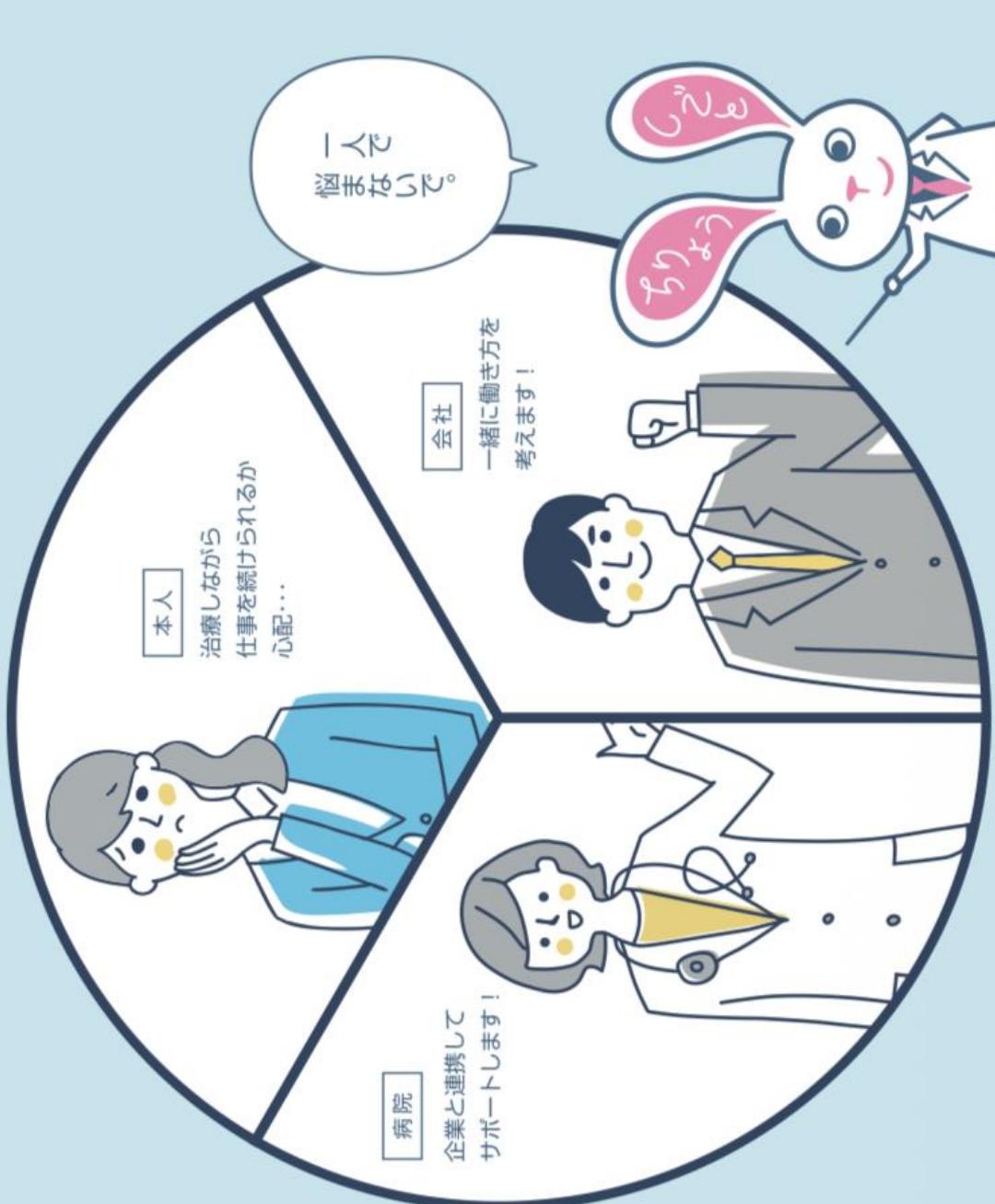
# 治療しながら働く人を応援する 治療と仕事の 両立支援 ハンドブック

# 治療と仕事の両立支援カード

労働者（患者）が主治医に自ら勤務情報を提供し、かつ、この情報に基づき主治医が就業上の意見等を提示するための様式例

## ガイドラインに基づく両立支援の進め方

労働者本人から事業者への申出により始まります。



ひとくらしあいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



本カード作成にあたって

医師の方へ  
症状に応じた配慮の方法を知りたい場合

「両立支援情報サイト」では医療機関従事者の自己学習サイトとして、両立支援の症状ごとの配慮の方法を紹介しています。ですが、必要に応じて当サイトをご参考ください。

本カード作成の方へ  
労働者の方へ  
本カード作成にあたってサポートが必要な場合

「両立支援情報サイト」では医療機関従事者が記載した勤務内容に追記・修正等が必要な場合、事業者が本人と相談して、本カード併せて勤務情報提供義務等を主治医に提供することも可能です。「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」掲載の「勤務情報提供を主治医に提供する際の様式例」が該当します。当様式例は、労働者と事業者が共同して作成することを前提としています。

ひとくらしあいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



## STEP1

## 本人記載欄



氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

職務内容（有期雇用の場合は雇用契約期間も併せてご記入ください）

勤務時間 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分～ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分（休憩 \_\_\_\_\_ 時間、週 \_\_\_\_\_ 日間。）

- |                |  |
|----------------|--|
| (1)身体上の負荷がある作業 | ①立位作業<br>②-a 重り物の取扱作業 ②-b 体を大きく動かす作業<br>③暑熱/寒冷/屋外作業<br>④振動工具の取扱作業<br>⑤-a 不特定多数の人と対面する作業 ⑤-b 肉厚等の取扱作業<br>⑥ 化学物質や粉塵等で呼吸用保護具を装着する作業 |
|----------------|--|

1 上記職務内容に含まれる作業

(6記(1)～(3)について該当する作業に○を記してください)

- ①1人作業  
②高所作業  
③危険な機械操作・自動車運転

- ④心身の負担が高いと感じられる作業  
⑤長時間労働  
⑥その他

(1)～(3)の作業について、特に医師意見を求める作業内容およびその理由

2 利用可能な社内制度

- 時間単位の年次有給休暇 □年次有給休暇  
□傷病休暇・病気休暇 □勤務日々数規範(週\_\_\_\_\_日勤務) □短時間勤務  
□時差出勤 □フレックスタイム □試し出勤 □在宅勤務  
□その他( )

勤務形態

- 常勤勤務 □交替勤務(深夜勤務なし) □交替勤務(深夜勤務あり)

- その他 例：自営的な難度が困難な勤務形態等( )

通勤方法(該当すべてに✓し通勤時間をご記入ください)

- 徒歩 □公共交通機関(着座可能) □公共交通機関(着座不可) □自転車  
□通勤なし(在宅勤務) □その他( )

年次有給休暇日数

西 \_\_\_\_\_ 日間

## STEP2

## 医師記載欄



診断名				
現在の症状				
今後の治療内容				
通院頻度				
就労に関する意見	<input type="checkbox"/> 下記ア～イの条件付き可(____年____月____日～____年____月____日) <input type="checkbox"/> 現時点不可  ア 病勢の悪化や労働災害など事故に巻き込まれることを防ぐために配慮が必要な事項(本人記載欄1の作業に対応する配慮事項) <input type="checkbox"/> ①作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 立位の時間の制限 <input type="checkbox"/> 椅子等の準備 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可 <input type="checkbox"/> ②作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 作業時間や回数の制限 <input type="checkbox"/> 負担の削減 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可 <input type="checkbox"/> ③作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 作業時間や回数の制限 <input type="checkbox"/> 空調機器の利用 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可 <input type="checkbox"/> ④作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 振動の少ない工具の利用 <input type="checkbox"/> 作業時間の制限 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可 <input type="checkbox"/> ⑤作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 作業時間の制限 <input type="checkbox"/> 保護具の着用 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可 <input type="checkbox"/> ⑥作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 作業時間の制限 <input type="checkbox"/> 作業強度の制限 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可 <input type="checkbox"/> ⑦作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> 当人や他者への危険を防止する安全装置等 <input type="checkbox"/> 当人の安全を確認できる配慮等 <input type="checkbox"/> 作業は当面不可 <input type="checkbox"/> ⑧作業 <input type="checkbox"/> 作業可 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 作業は当面不可			

イ 本人記載欄1の作業について、上記ア以外の必要な配慮事項(アの補足事項)  
 負担の少ない保護具着用  食事等をできるだけ避ける  
 食事内容により病勢が悪化するため食事を避ける  
 携帯・携帯回数が多くなるためトイレが利用しやすい環境整備  
 携帯・休日労働(長時間労働)の制限  出張の制限  夜勤の制限  
 その他( )

ウ 本人記載欄2の利用可能な社内制度を算ました。上記ア～イ以外の、患者が働き続けるために医学的理由から配慮が望ましい事項  
 治療スケジュールに合わせた休暇等  作業中の適宜休憩  
 短時間勤務  時差出勤  フレックスタイム  試し出勤  
 在宅勤務  その他 例：長時間情報機器作業を制限する等

※次ページ「配慮の例」も参考の上で、ご記入ください

医師署名欄	上記の通り診断し、就労の可否や配慮に関する意見を提出します。 令和 年 月 日 医療機関名 (主治医署名)
本人署名欄	上記内容を確認し、職場での配慮に関する措置を申請します。 令和 年 月 日 (本人署名)



## 1 従前からあるスキーム



## 2 新たに追加されたスキーム

## 「治療と仕事の両立支援カード」

労働者が主治医に自ら勤務情報を提供し、かつ、この情報に基づき主治医が就業上の意見等を提示するための様式  
(勤務情報提供書と主治医意見書の様式を一体のものとしたもの)

④ 両立支援プランの作成



企 業

① 両立支援の申し出

③ 追加様式の提出と  
両立支援の申込



労働者

① 追加様式(勤務情報)の提出

② 追加様式(意見書)の発行



主 医

## 産業保健スタッフ向け事業

### 東京産業保健総合支援センター (東京さんぽセンター)

事業場で産業保健活動に携わる「産業医、産業看護職、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者等」を対象に「産業保健に関する研修」や、「専門的な相談への対応」などの支援を行っています。



## 小規模事業場向け事業

### (都内) 地域産業保健センター (地さんぽ)

東京さんぽセンターの都内各地域の窓口として、都内18ヶ所の労働基準監督署(支署)管轄区域毎に「地さんぽ」を設置しています。  
地さんぽでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。



#### 産業保健スタッフに対する研修の実施

- 産業医、保健師、看護師、衛生管理者、人事労務担当者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは、東京さんぽセンターホームページをご確認ください。
- ※研修参加には事前の申し込みが必要です。

#### メンタルヘルス対策

- メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフにより、職場のメンタルヘルスに関する取組について支援しています。
- 管理監督者や若年労働者を対象としたメンタルヘルス教育を実施しています。

#### 健康診断の結果についての 医師からの意見聴取

- 健康診断で異常の所見があつた労働者に関して、健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聞くことができます。

#### 長時間労働者や高ストレス者に対する 面接指導

- 時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者に対し、医師が面接指導を行っています。
- ※地さんぽによっては、対応できない場合があります。

#### 専門的相談への対応

- 産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等で相談にて相談に応じ、解決方法を助言しています。
- 事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談にも応じています。

#### 治療と仕事の両立支援

- 治療と仕事の両立支援に精通した専門スタッフが事業場を訪問し、両立支援制度の導入や具体的な取組について支援しています。
- 両立支援に関する事業者、人事労務担当者、産業保健関係者等からの相談や、両立支援を希望する労働者からの相談にも応じています。
- ※地さんぽによっては、対応できない場合があります。

#### そのほか、東京さんぽセンターでは

##### 産業保健に関する情報提供・広報啓発

- ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。
- メールマガジン登録は、東京さんぽセンターホームページからお申し込みください。

##### 事業主・労働者に対する啓発セミナー

- 事業主を対象とした「職場における労働者の健康管理等の産業保健に関する啓発セミナー」や労働者を対象とした「労働者のメンタルヘルス、生活習慣病対策等のセミナー」を実施しています。

#### 地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。

- 総括産業医(企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医)がいる小規模事業場は支援対象外となります。
- 利用は、1事業場あたり2回まで、労働者1人あたり2回までとし、継続的な相談等や医療行為を必要とする場合などについては、適切な外部機関を紹介するなど、一次的な相談として実施しています。

- 詳しくは、最寄の(都内)地さんぽもしくは東京さんぽセンターへお問い合わせください。

掲載された事業は全て「無料」です

## 働く女性の健康推進に取組みましょう

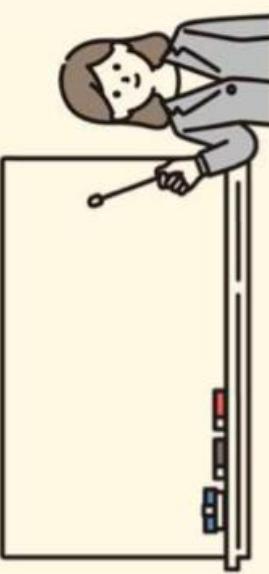
- 産業保健総合支援センターをご活用ください -

全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、  
産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

### 1 女性特有の健康課題に関する研修を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の配慮や相談や相談しやすい職場環境の整備等）する

ことが重要です。  
事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ  
向けに研修を実施していますので、ぜひ受講してください。



### 2 職場における女性の健康に関するご相談に応じます

産業保健総合支援センターの保健師が中心となり、職場における女性の健康に専門的なご相談には、性と健康の相談セミナーにご案内するなど、産業保健総合支援センターの保健師が連携コーディネーターとして支援を行います。  
労働者個人の方、事業者の方からのご相談を受け付けています。

<ホームページのご案内 >

各種研修・セミナーは、各都道府県の産業保健総合支援センターのホームページからお申込みいただけます。  
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabitid/578/default.aspx>

## その他女性の健康支援に役立つツール

### ● 働く女性の心とからだの健康応援サイト（厚生労働省）

女性が健康で働くために職場でどうなっているのか、様々なヒントが掲載されています。  
企業の取組事例なども紹介しています。

<https://www.bosei-navimhlw.go.jp/>

すべての女性の健康を推進するために、ライフステージに応じた心身の変化や、女性特有の病気に関する情報、セルフチェックなどについて紹介しています。

<https://w-health.jp/>

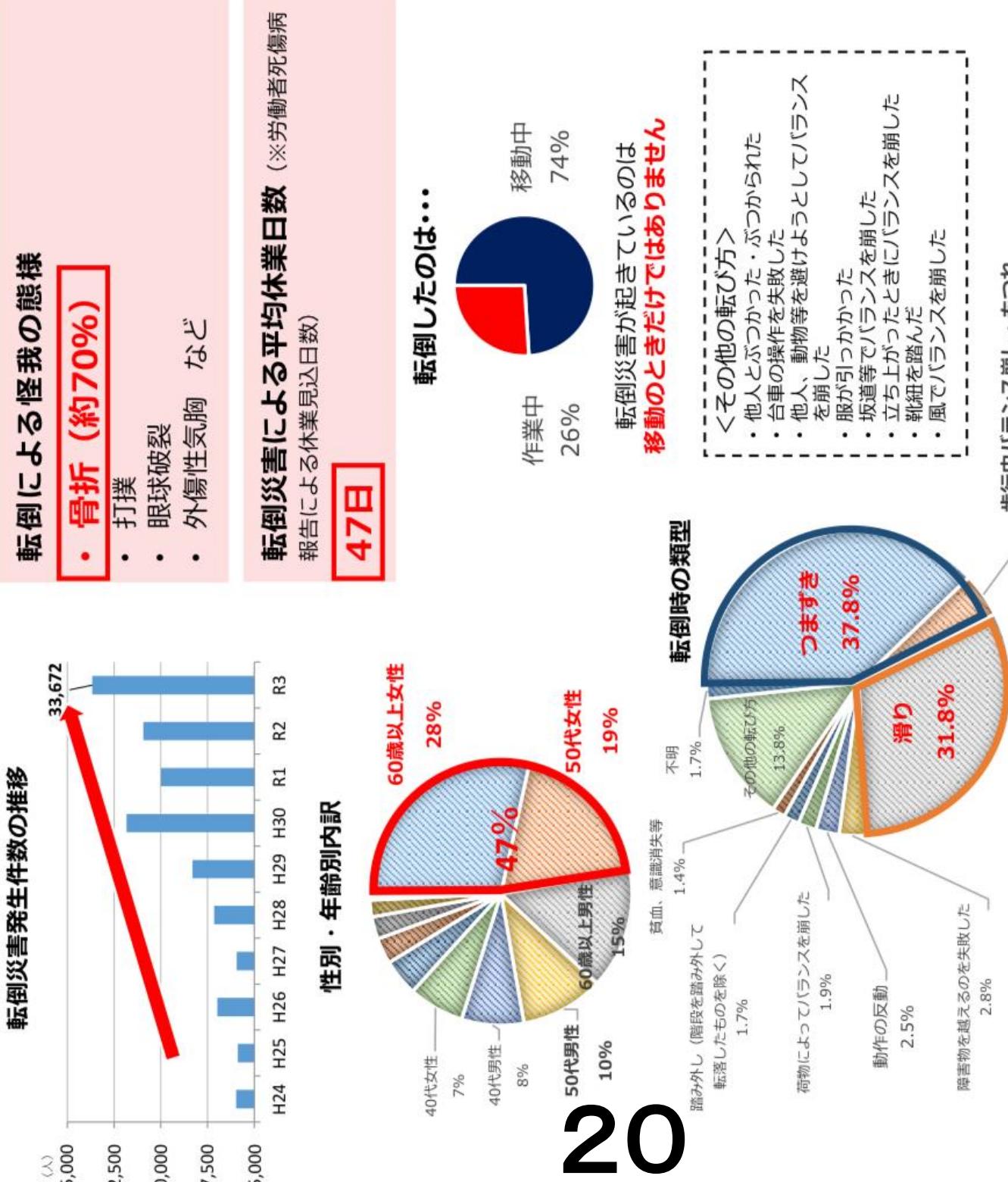
生涯にわたる女性の健康を包括的に支援するため、関係省庁とが連携し、不妊予防支援パッケージを公表しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/0000825095.pdf>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R5.8)

## 労働者の転倒災害を防止しましょう

## 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

何もないところでつまづいて転倒、足がもつれで転倒 (27%)  
▶転倒や怪我をしにくくする身体づくりのための運動プログラム等の導入

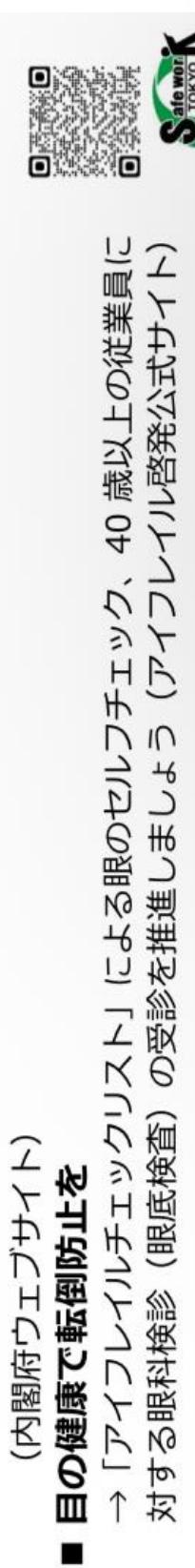
### 転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります  
→「転びの予防 体力チェック」「口コチエック」をご覧ください
  - 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します  
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

- 現役の方でも、たつた一度の転倒で寝たきりになることも→「たつた一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」



100

- 水場（食品加工場等）で滑つて転倒（16%）**

  - ▶ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
  - ▶ **防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）**
  - ▶ 隣接エリアまで濡れないよう処置

**雨で濡れた通路等で滑つて転倒（15%）**  
→ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)

- 水場（食品加工場等）で滑つて転倒（16%）**

  - ▶ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
  - ▶ **防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）**
  - ▶ 隣接エリアまで濡れないよう処置

**雨で濡れた通路等で滑つて転倒（15%）**  
→ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



## 腰痛災害の特徴

- 腰痛災害は年齢差がなく発生する災害となっています。
- また、転倒災害でも腰痛を発症することがあります。
- 腰痛は、一度発症すると慢性化しやすいため、予防が重要です。  
→対象者には定期的に医師による腰痛の健康診断を受診させましょう  
→社会福祉施設向け転倒・腰痛防止用視聴覚教材を活用してください

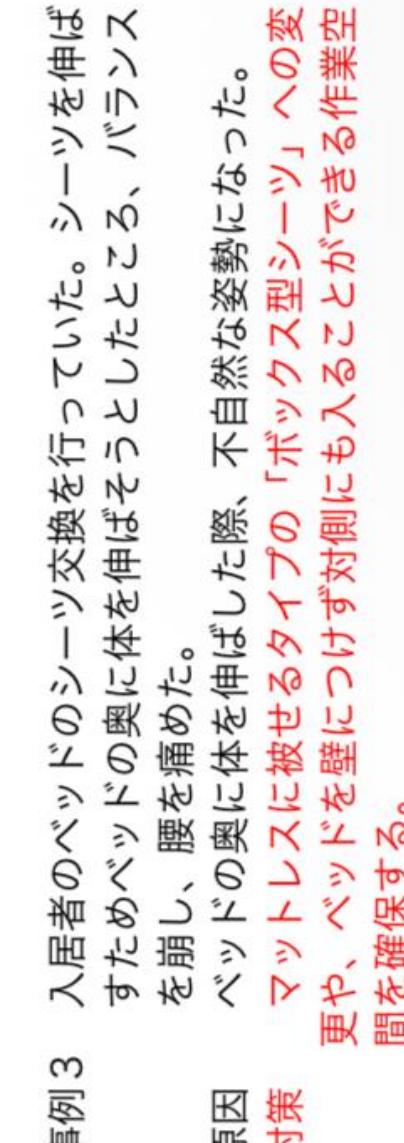
## 腰痛災害を防止しましょう

事例1 入浴介助時、利用者の上半身を抱え上げた際、腰部に強い痛みを感じた。  
原因 病院を受診したところ、急性腰痛症と診断された。  
対策 前屈み、中腰等の不自然な姿勢を繰り返した。  
手摺りやスタンディングマシーン等の福祉機器を使用しなかった。



事例2 通所介護事業所において、利用者のトイレ介助のため、車いすから利用者を抱きかかえ、トイレ便座への移動を介助しているとき、腰部に強い痛みが走った。  
原因 トイレ誘導は腰部に著しく負担がかかる作業であるにもかかわらず、福祉用具を活用しなかった。  
対策 利用者の残存機能に応じ、スタンディングマシーン、スライディングボード、スライディングシート、リフト等福祉機器を利用する。

事例3 入居者のベッドのシーツ交換を行っていた。シーツを伸ばすためベッドの奥に体を伸ばそうとしたところ、バランスを崩し、腰を痛めた。  
原因 ベッドの奥に体を伸ばした際、不自然な姿勢になった。  
対策 マットレスに被せるタイプの「ボックスク型シーツ」への変更や、ベッドを壁につけず対側にも入ることができる作業空間を確保する。



## ノーリフトケアについて

- 介護を行う際に介助者の力だけで被介護者を持ち上げない介護方法がノーリフトケアです。  
リフトの利用などの機械化、スライディングシートなどの移乗具の活用、アシストスツールなどの介護機器の使用のほか、被介護者の残存能力をアセスメントし、不要な持上げ作業をなくすなどの方法もあります。



### ポイント2

- 移乗、入浴作業などにおいて、省力化、腰痛対策として有力な選択肢が介護用リフトの導入です。さまざまなものを使います。  
天井走行式リフト： 取り回しなどの自由度が高いが部屋への工事が必要  
床走行式リフト： 導入は容易だが、床や部屋によつては移動や取り回しが困難  
据え置き式リフト： 部屋への工事は不要だが、移動範囲は天井走行式より狭い  
スタンディングリフト： 導入は容易だが、立位保持ができる方のみ対応可能

### ポイント3

- ノーリフトケアの取組を行なう際には、介護者や介助者の意識の共有や仕組みの構築が必要になります。  
「自分の力ならなんとか入居者を持ち上げられるから、リフトなど不要である」というような意識があると、取り組みの意義が薄れてしまうからです。  
ノーリフトケアの宣言を行う、ノーリフトケアの研修実施、ノーリフトケアのリーダーを選任するなどの取組が、意識の共有につながります。

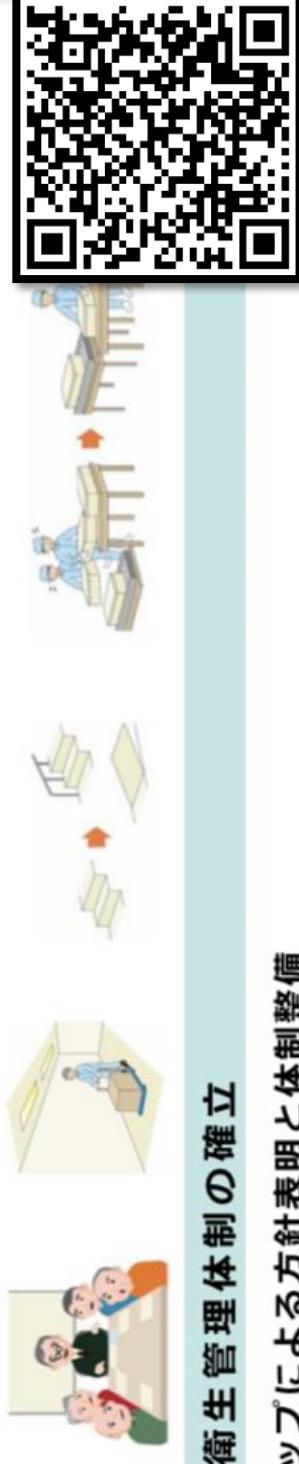


厚生労働省 中央労働災害防止協会作成のノーリフトケアについての事例集です。小売の職場、介護・看護の職場向けの事例が掲載されていますが、小売の事例も参考になります。

腰痛を防ぐ職場の事例集

# エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

## 働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



### 1 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップによる方針表明と体制整備
- 高年齢労働者の意見を聴く機会を設けます。

#### 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

### 2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入・装置の導入・装置の導入（主としてハード面の対策）
- 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 高年齢労働者による定期的・定期的の健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。  
※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのため」に事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

### 5 安全衛生教育

- 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育
- 労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行ふよう努めます。  
（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

### エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行ふよう努めます。  
（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

中小企業事業者の皆さまへ

令和7年度（2025年度）版

## 「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

### 補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することができます

安全衛生対策コース名	補 助 対 象	対象事業者
I 総合対策コース	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること ・高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース	・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・補助率 1／2 ・上限額 100万円（消費税を除く） ▶ 詳細は3ページ
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース	・労働者の転倒災害防止のため、専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります） ・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・補助率 3／4 ・上限額 100万円（消費税を除く） ▶ 詳細は4ページ
IV コラボヘルスコース	・事業所カカルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	・補助率 3／4 ・上限額 30万円（消費税を除く） ▶ 詳細は4～5ページ

- 【注意事項】
  - 補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
  - 複数コース併せての申請はできません。
  - コースごとに予算額を定めています。
  - その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページをご確認ください。

- この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を行っています。
- 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
- 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタンクト会

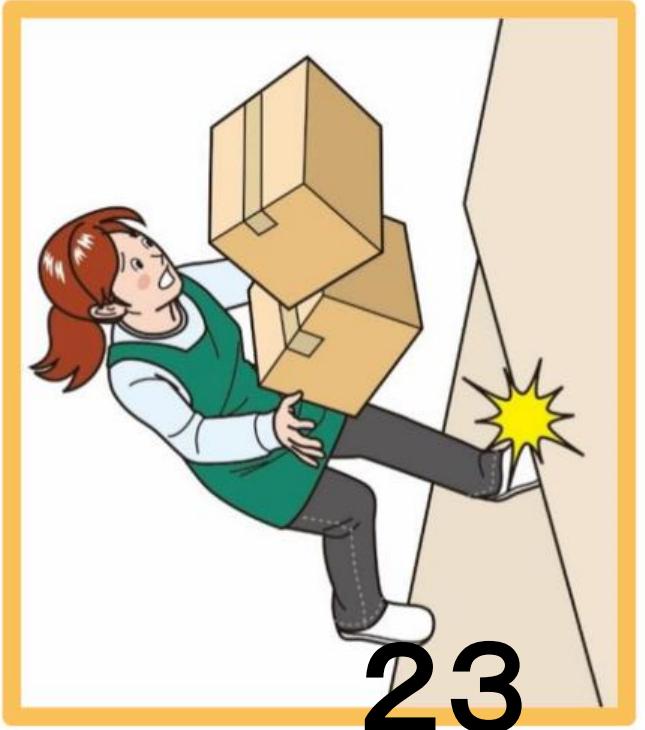


# 小売業の労働災害を防止しましょう

従業員の幸せのための安全アクション  
SAFE

# 介護施設の労働災害を防止しましょう

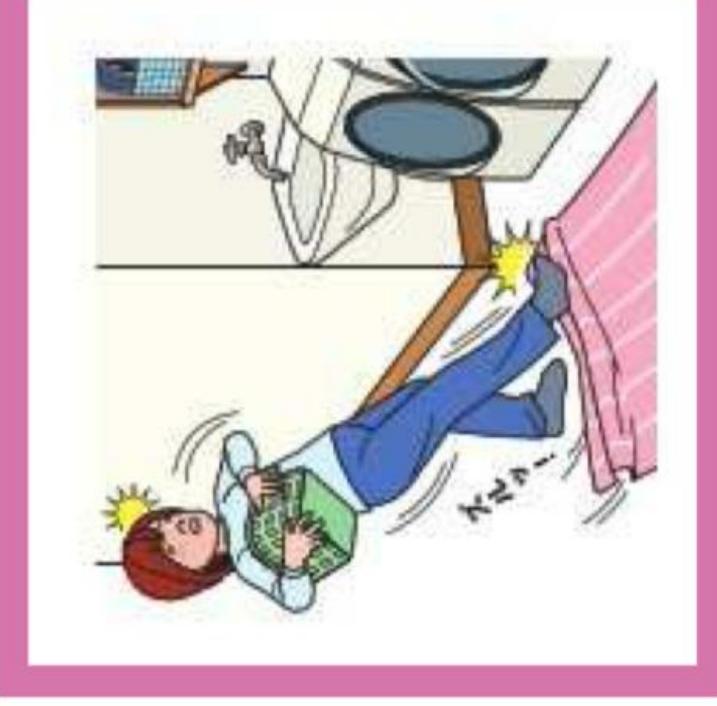
職員の幸せのための安全アクション  
SAFE



TOKYO小売業SAFE協議会  
東京労働局・労働基準監督署



TOKYO介護施設SAFE協議会  
東京労働局・労働基準監督署



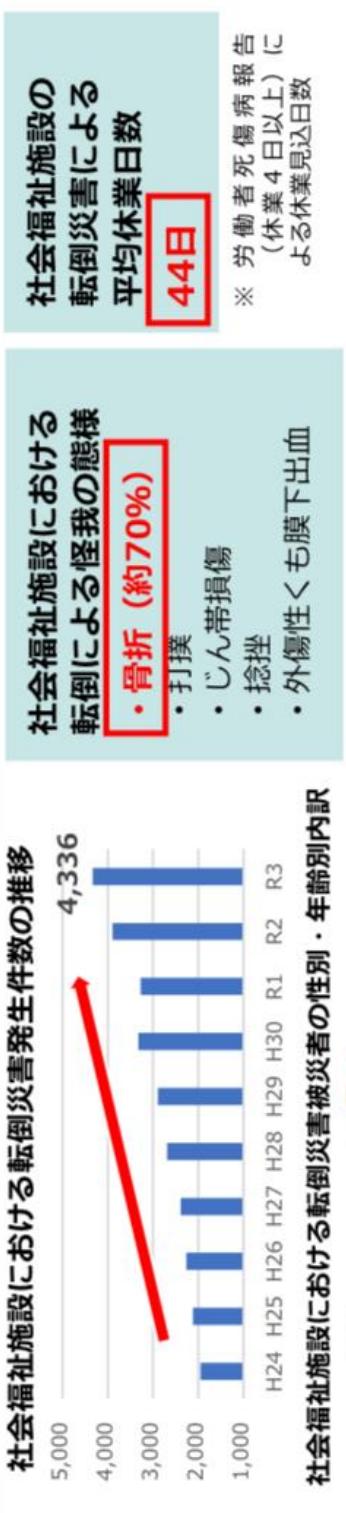


介護の現場で働く皆さまへ

倒災（業務中の転倒）

**50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。**  
転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）



年齢性別	割合
20代女性	約45%
30代女性	約25%
20代男性	約15%
30代男性	約15%



## 介護労働者の転倒災害※の主な要因（労働者死傷病報告より）

- ※訪問介護や送迎先での転倒災害も含む

## 1. 何もないところでつまづく、足がもつれて転倒

  - 人は加齢とともに転びやすくなります。自分は大丈夫だろうと思わず、**転んで骨折するかもしれない**という意識を持つて歩行や作業をしてください。
  - 走らなければどうにしろしょう。

## 2. 殿差、家屋等につまずいて転倒（見えていない）

- ・ 前をよく見て歩行、作業しましょう。
  - ・ 事業場内の危ない箇所は「見える化」等の対策をしましょう。

### 3. 浴室、脱衣所等の水場で滑つて転倒

#### 4. こぼれていた水、洗剤等で滑つて転倒（見えていない）

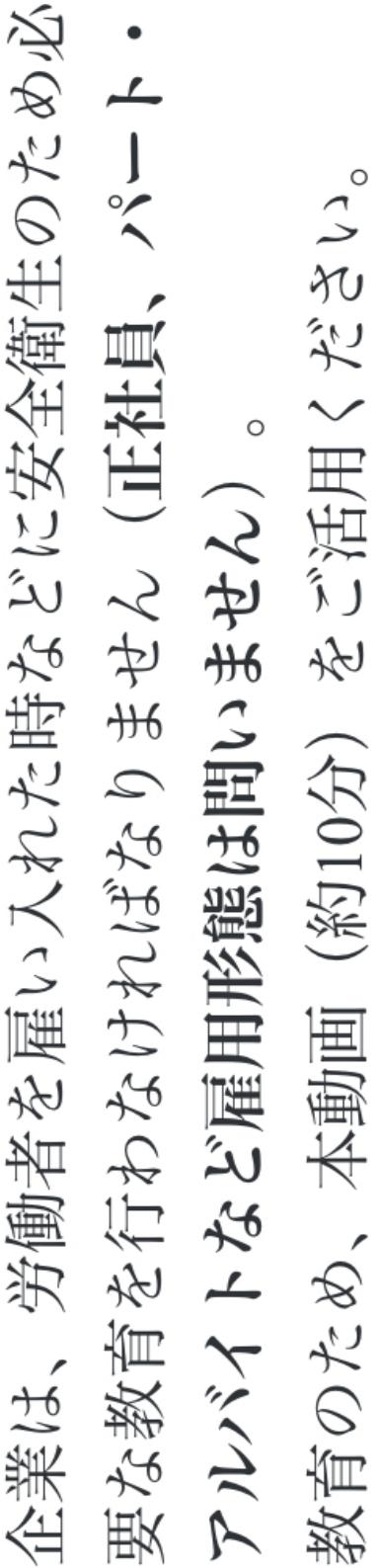
[労働者向け]

Youtube版



内閣府  
ウェブサイト  
(B5)

【小売業向け】雇入れ時等の安全衛生教育のため動画をご活用ください



## 小売業における安全衛生教育動画



【小売業向け安全衛生教育動画 労働災害を防ごう！（雇い入れ時教育篇）】 ※厚生労働省公式Youtubeのリンク

ケです

加齢等による転倒リスク・骨折リスク

これらは介助中の転倒よりも、単独作業や移動中の油断や焦りが転倒による大怪我と長期休業につながっています。

→対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう

ケです

内閣府  
ウェブサイト  
(B5)

→対象者は市町村



# ビルメンテナンス業で 転倒災害が多発しています

転倒災害防止のため、裏面の取組事項を推進してください

ビルメンテナンス業における労働災害発生状況

■ 他 230 21.7%増  
■ 転倒 280 災害が**21.7%増加**

全体の**50%**が**転倒**

〔令和6年の転倒災害〕

転倒の**56%**が**70歳以上**

70歳以上の転倒は前年から倍増

70歳以上の転倒のうち**68%**は**女性**

## 転倒災害事例

転倒の種類	災害の概要	転倒による怪我の態様	休業日数	年齢
つまづき	ショッピングセンターの外周を掃いていたところ、縁石につまづき転倒。受け身を取れず、体を強く打ち付けてしまった。	脊髄損傷	6か月	60代
滑り	業務確認のため、マシンショットエンターランスを歩いていたところ濡れた床で滑って転倒した。仕事道具が入ったリュックを背負い、片手に傘を持った状態であった。	上腕骨骨折	3か月	70代
その他	駐車場入口の清掃のため、倉庫にほうきを取りに行つたところ、粘着テープを踏んでしまい、バランスを崩して転倒した。	大腿骨骨折	6か月	70代

～トップが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～



東京労働局・労働基準監督署

R 6.7

## ①エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策

ガイドラインに基づき、働く高齢者の特性に配慮した対策を実施  
(https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf)

## ②エイジフレンドリー補助金の活用

補助金を活用し、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備等の導入を推進  
(https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001158947.pdf)

## ③業務中の転倒による重傷の防止

転倒災害防止リーフレットを活用し、転倒リスクや骨折リスクを低減  
(https://www.mhlw.go.jp/policy/001270393.pdf)

## ④ビルメンテナンス業向けショート動画の活用

東京労働局公式チャンネルに掲載しているショート動画を活用  
(https://www.youtube.com/channel/UCKQmv6ePjH23Fpl0k4UH6xQ)

## エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者との安全と健康確保のためのガイドライン)

### 1 安全衛生管理体制の確立

- ・経営トップによる方針表明と体制整備
- ・高年齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)

### 2 職場環境の改善

- ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
- ・高年齢労働者の特性の把握
- ・健康状況の把握
- ・体力の状況の把握

### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- ・個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応
- ・心身両面にわたる健康保持増進措置

### 4 安全衛生教育

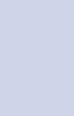
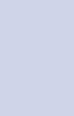
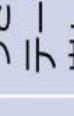
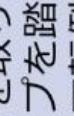
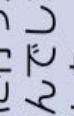
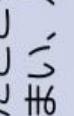
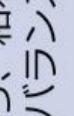
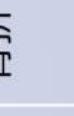
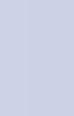
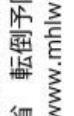
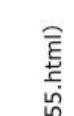
- ・高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

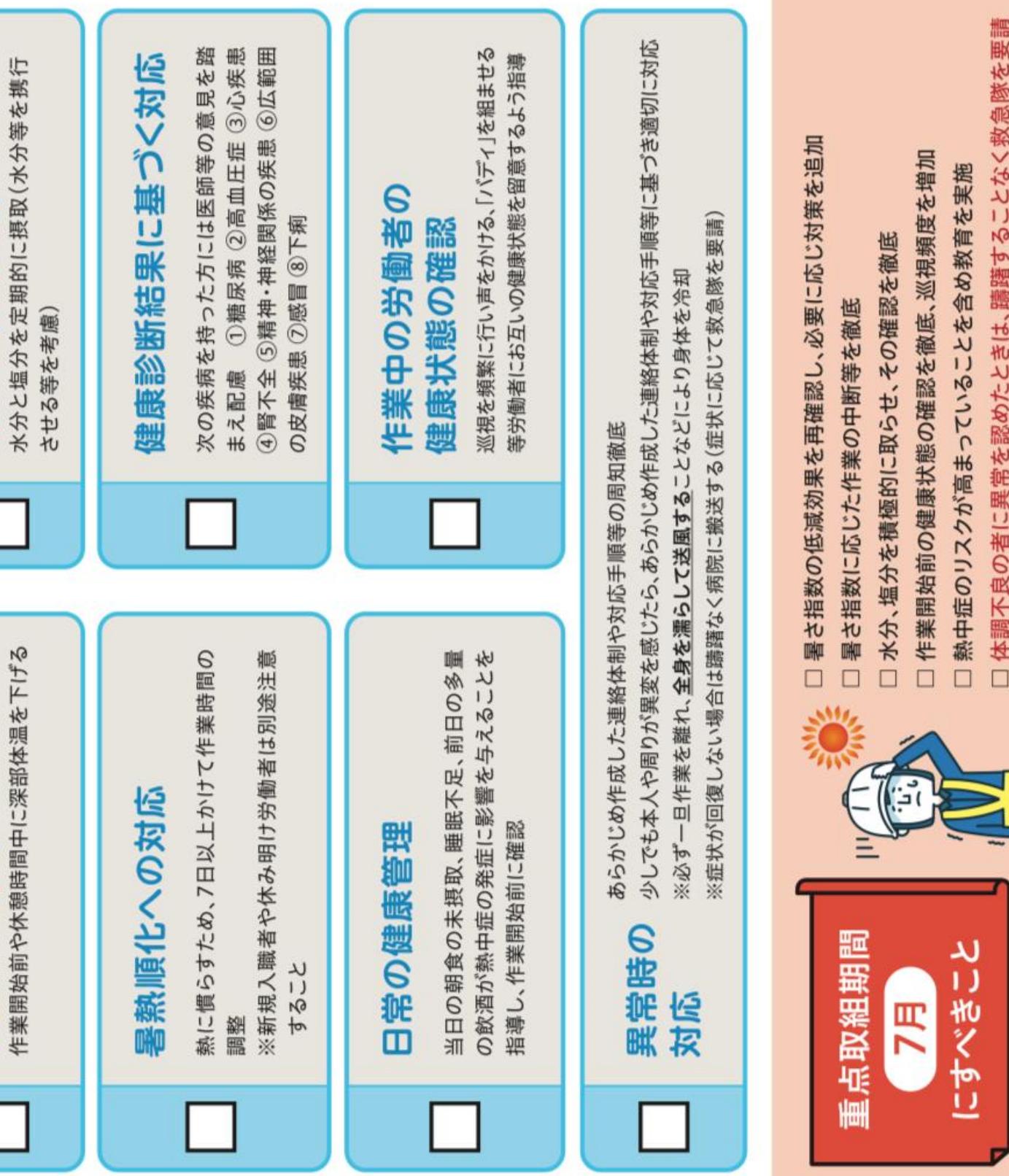
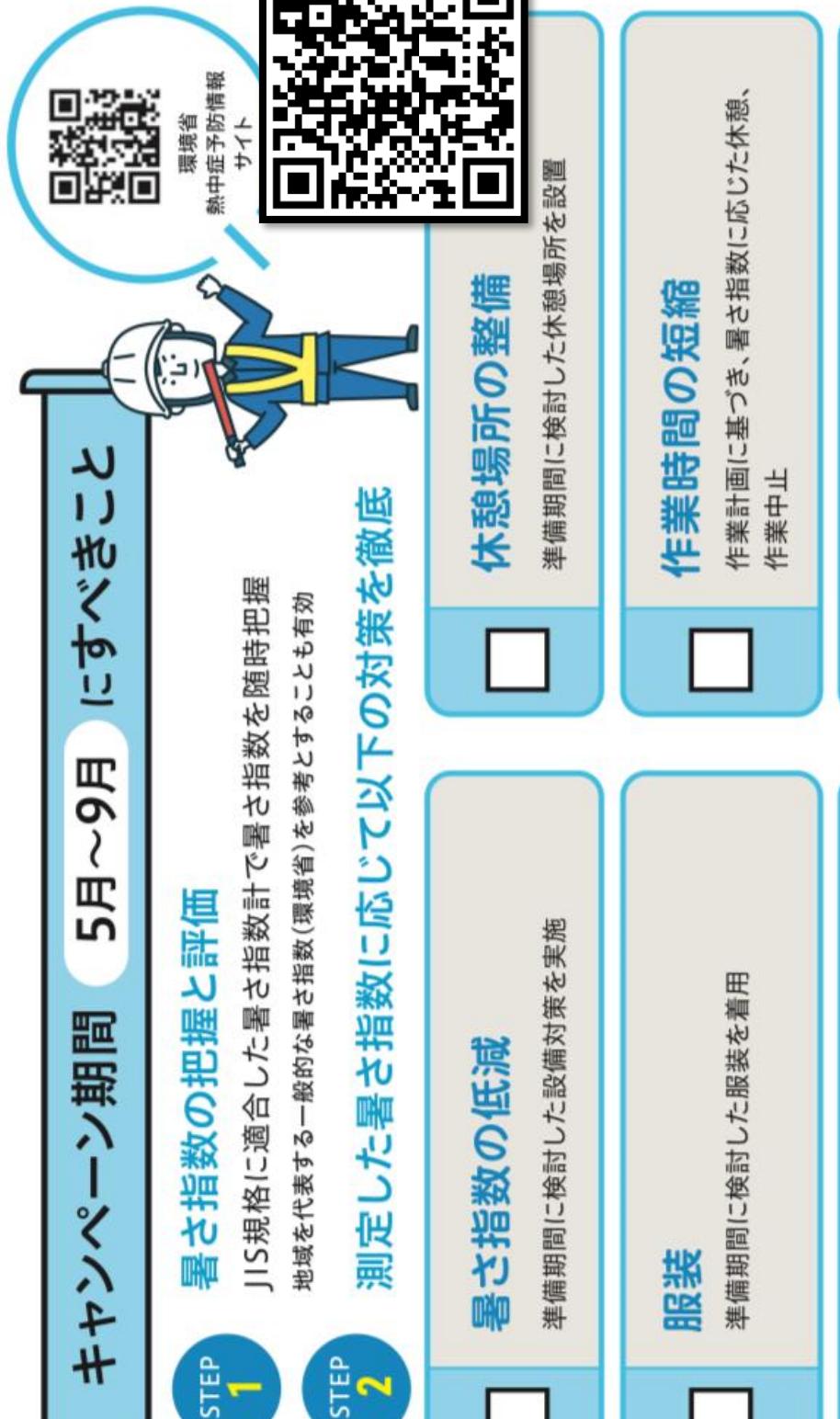
○その他の転倒災害防止対策は  
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html)



厚生労働省 公式  
(https://x.com/tokyoroudoumhlw)

厚生労働省 転倒 検索  
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html)





主唱)厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)  
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

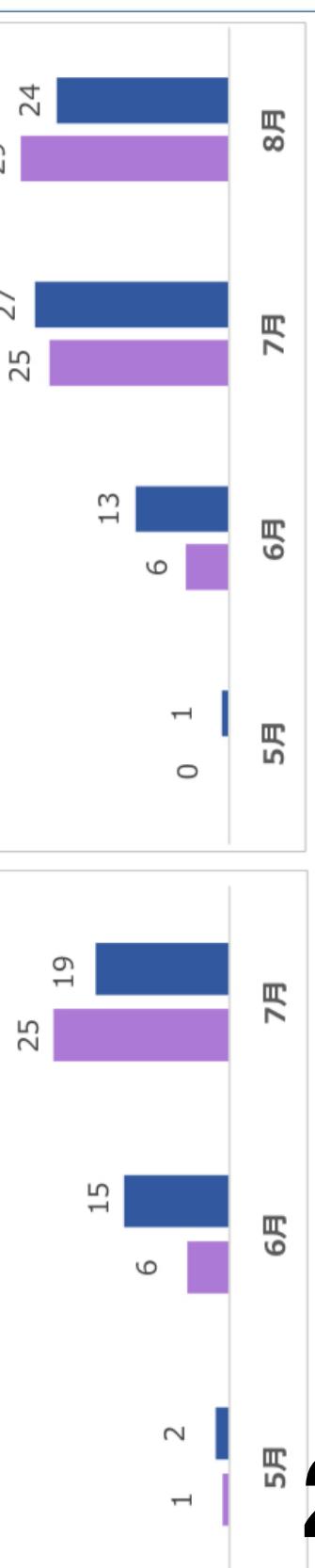
# Cool Work TOKYO (9月号)

～職場における熱中症予防対策について情報発信します～

## 9月もSTOP! 热中症に引き続き警戒してください。

気象庁が発表した向こう1か月の天気の見通しでは、東日本では平年より気温が高くなる見込みとなっています（※）。9月も厳しい暑さが続くことが予想されますので、引き続き熱中症予防対策に心がけてください。（※）1か月予報（8月21日発表）の解説より

東京都内 真夏日の日数（※）



※データは熱中症による死亡及び休業4日以上の件数です。  
令和7年は本年7月末時点、令和6年は令和6年7月末までの速報値です。

### 東京労働局からのお知らせ

東京労働局ホームページ  
熱中症予防対策を掲載しています。

東京労働局公式YouTubeチャンネル  
熱中症予防対策含む各種動画を掲載しています。

東京労働局公式X  
熱中症予防対策含む各種情報を発信しています。

### 9月は全国労働衛生週間準備期間です

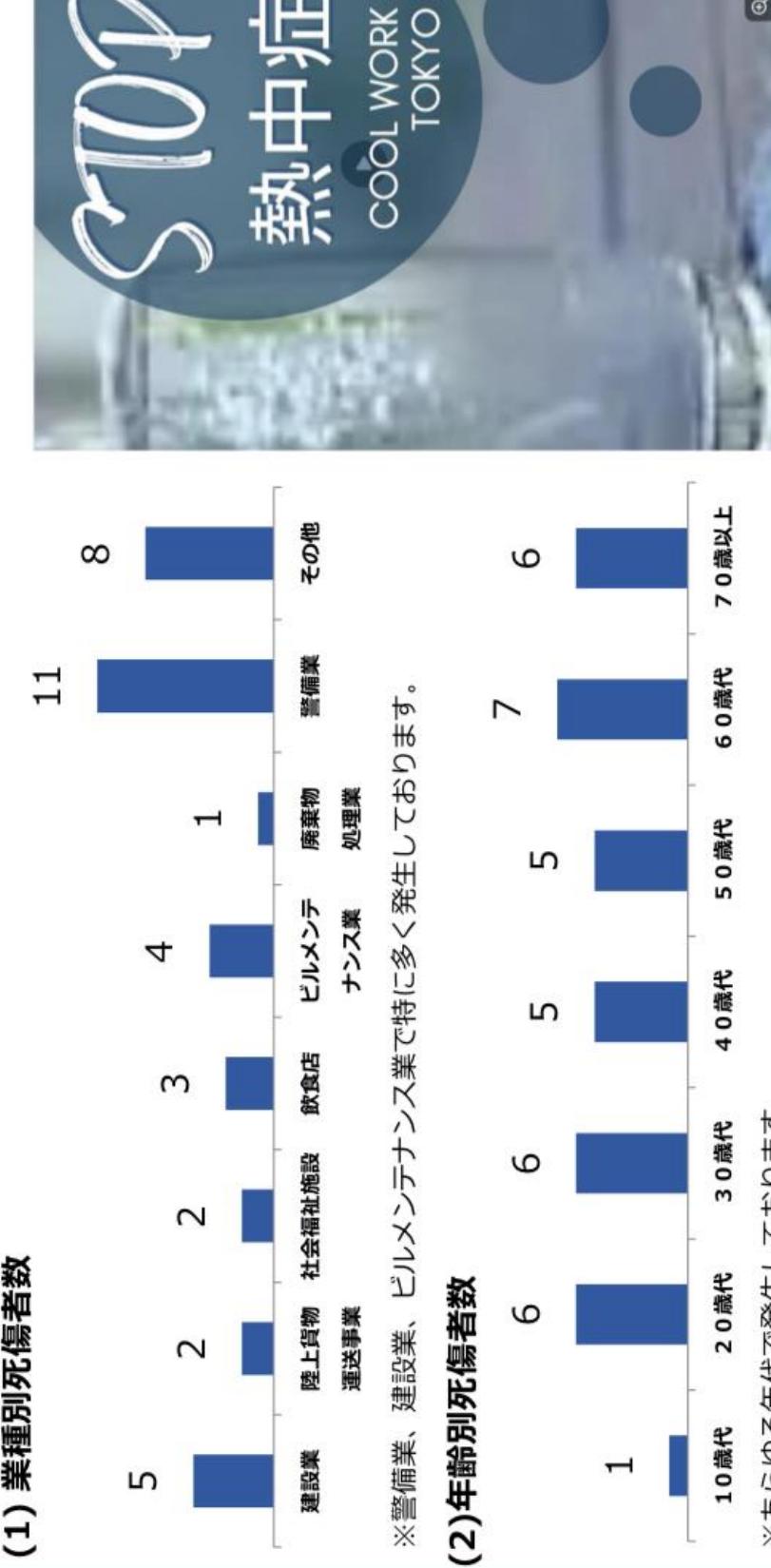
スローガン  
ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて  
ストレスチェックで健康職場

全国労働衛生週間 10月1日～7日  
準備期間 9月1日～30日

### 1 令和7年の東京労働局管内の熱中症の発生事例

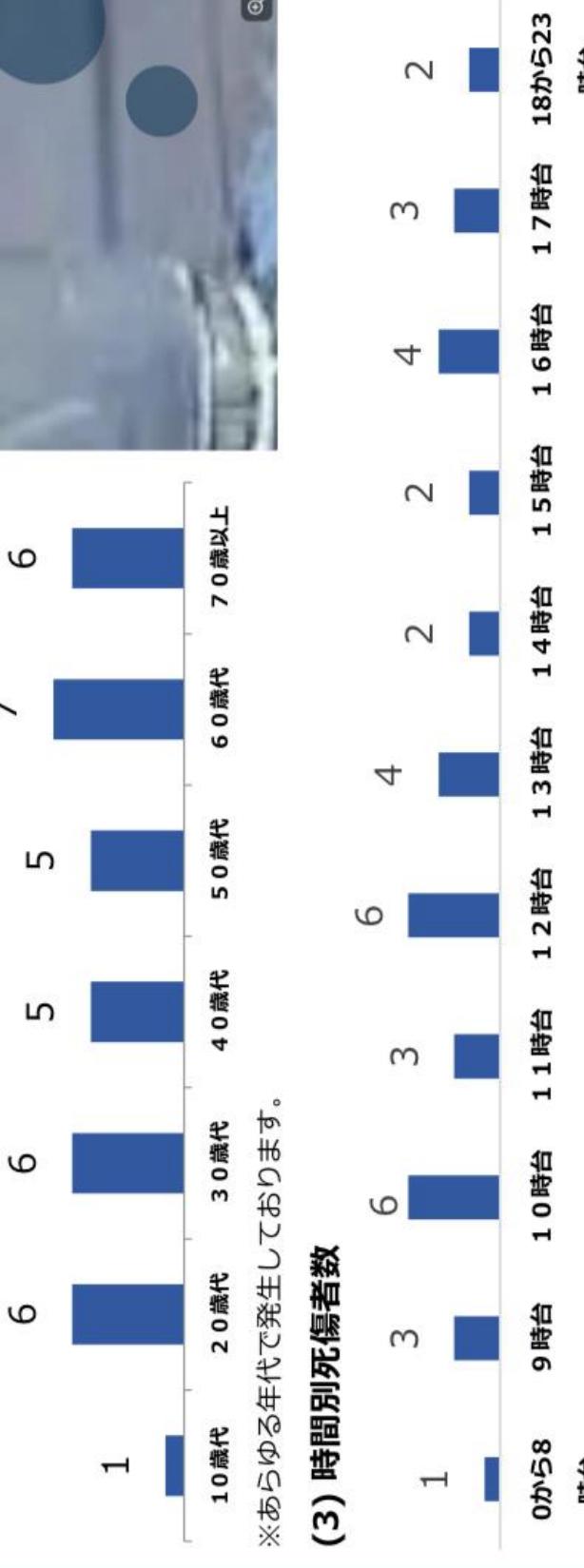
業種	発生月	年齢	経験	休業見込日数等
建設業	6月15時	20歳代 1年以上5年未満	屋外の工事現場において、基礎躯体の配筋作業に従事していたところ、痙攣等の症状を発症したもの。	14日
飲食店	7月12時	40歳代 1年未満	厨房内の洗い場において、食器洗い等の作業に従事していたところ、立っていらっしゃなくなり、その後救急搬送されたもの。	7日
ビルメンテナンス業	6月16時	70歳代 1年以上5年未満	ビルの巡回点検の作業を行っていたところ、意識を失い、その後病院に搬送されたもの。	2月
警備業	7月12時	40歳代 1年未満	屋外の工事現場において、交通誘導警備業務に従事していたところ、頭痛、吐き気等の症状を発症し、その後病院に搬送されたもの。	7日

### 2 令和7年の東京労働局管内の熱中症による死傷者数（7月末日時点の速報値）



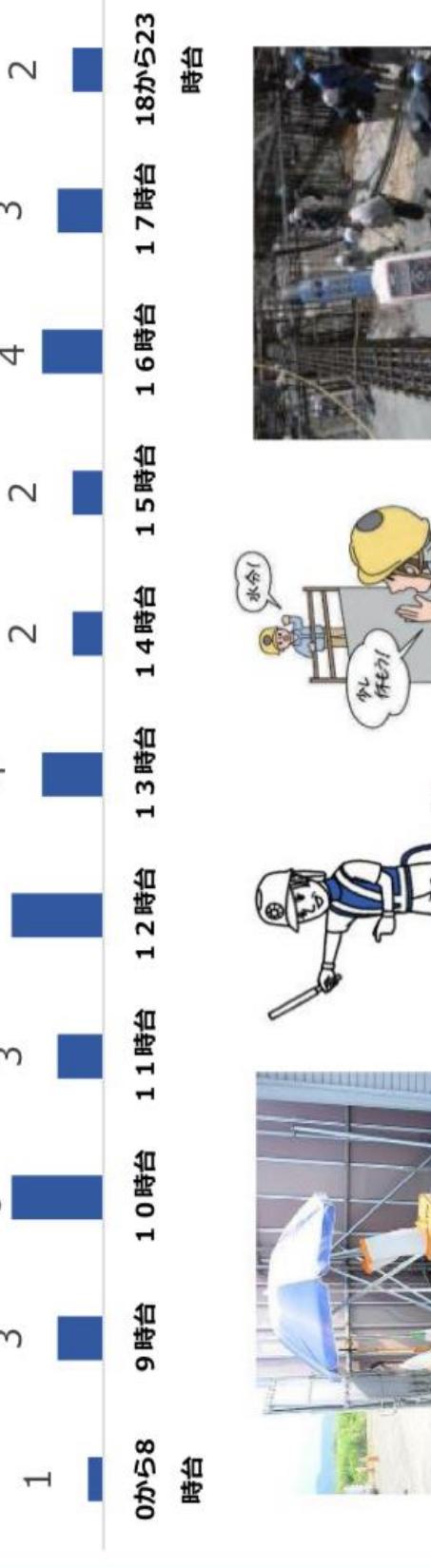
※警備業、建設業、ビルメンテナンス業で特に多く発生しております。

### （2）年齢別死傷者数



※あらゆる年代で発生しております。

### （3）時間別死傷者数



ショート動画  
QRコード  
詳細はこちら  
QRコード

QRコード  
QRコード  
QRコード

QRコード  
QRコード  
QRコード



## 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

# 職場における受動喫煙防止対策について

健康増進法が改正され、2020年4月から原則屋内喫煙が義務化されています。  
職場での受動喫煙防止対策を行うにあたっては、既存特定飲食提供施設において費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」が適用になるため、ぜひご活用ください。

### 対象となる事業主

次の(1)～(4)すべてに該当する事業主が対象です。

- | (1)  | 健康増進法で定める既存特定飲食提供施設(※)を営む<br><small>※健康増進法に規定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設で以下の3つの要件を満たすもの。<br/>①2020年4月1日時点で現に存する飲食店／②資本金5,000万円以下／③客席面積100m<sup>2</sup>以下</small>   |               |              |               |                       |       |           |  |        |           |         |        |       |                                       |        |       |
|--|---|---------------|--------------|---------------|-----------------------|-------|-----------|--|--------|-----------|---------|--------|-------|---------------------------------------|--------|-------|
| (2)  | 労働者災害補償保険の適用を受ける  |               |              |               |                       |       |           |  |        |           |         |        |       |                                       |        |       |
| (3)  | 次のいずれかに該当する   |               |              |               |                       |       |           |  |        |           |         |        |       |                                       |        |       |
|  | <table border="1"><thead><tr><th>業種</th><th>常時雇用する労働者数※1</th><th>資本金または出資の総額※1</th></tr></thead><tbody><tr><td>小売業 小売業、飲食店、配達飲食サービス業</td><td>50人以下</td><td>5,000万円以下</td></tr><tr><td>サービス業 物品販賣業、宿泊業、娛樂業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など</td><td>100人以下</td><td>5,000万円以下</td></tr><tr><td>卸売業 卸売業</td><td>100人以下</td><td>1億円以下</td></tr><tr><td>その他の業種 農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など</td><td>300人以下</td><td>3億円以下</td></tr></tbody></table> | 業種            | 常時雇用する労働者数※1 | 資本金または出資の総額※1 | 小売業 小売業、飲食店、配達飲食サービス業 | 50人以下 | 5,000万円以下 | サービス業 物品販賣業、宿泊業、娛樂業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など | 100人以下 | 5,000万円以下 | 卸売業 卸売業 | 100人以下 | 1億円以下 | その他の業種 農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など | 300人以下 | 3億円以下 |
| 業種   | 常時雇用する労働者数※1  | 資本金または出資の総額※1 |              |               |                       |       |           |  |        |           |         |        |       |                                       |        |       |
| 小売業 小売業、飲食店、配達飲食サービス業                      | 50人以下   | 5,000万円以下     |              |               |                       |       |           |  |        |           |         |        |       |                                       |        |       |
| サービス業 物品販賣業、宿泊業、娛樂業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など | 100人以下  | 5,000万円以下     |              |               |                       |       |           |  |        |           |         |        |       |                                       |        |       |
| 卸売業 卸売業                                    | 100人以下  | 1億円以下         |              |               |                       |       |           |  |        |           |         |        |       |                                       |        |       |
| その他の業種 農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など      | 300人以下  | 3億円以下         |              |               |                       |       |           |  |        |           |         |        |       |                                       |        |       |
| (4)  | 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする   |               |              |               |                       |       |           |  |        |           |         |        |       |                                       |        |       |

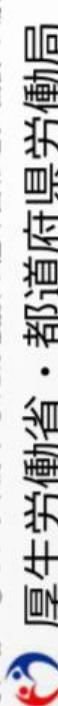
### 助成の対象となる措置

健康増進法で定める既存特定飲食提供施設に限ります。

(1)	喫煙専用室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外の使用 ×
(2)	指定たばこ専用喫煙室の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外の使用 ○

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～②の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など 主たる産業分類が飲食店の事業者は2/3 それ以外は1/2		100万円

・交付は事業場単位とし、1事業場につき1回のみとします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。  
・同じ事業場で複数の場所に措置※2を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。  
※2 同時期に行う措置で、①～②のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。



## 職場における受動喫煙防止のために 受動喫煙防止

(令和7年度厚生労働省委託事業)



## テレワークを活用する企業、労働者の皆さまへ



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

### 労働者用 自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト

1. \_\_\_\_\_ 2. \_\_\_\_\_

このチェックリストは、自宅等においてテレワークを行う際の作業環境について、テレワークを行う労働者本人が確認する際に活用いただくことを目的としています。

確認した結果、すべての項目に☑が付くように、不十分な点があれば事業者と話し合って改善を図るなどにより、適切な環境下でテレワークを行いうようにしましょう。

すべての項目について【観点】を参考にしながら作業環境を確認し、当てはまるものに☑を付けてください。



### テレワークの

# 適切な導入及び 実施の推進のための ガイドライン

## 31

### ガイドライン



(1) 作業場所やその周辺の状況について

(2) 作業環境の明るさや温度等について

(3) 休憩等について

(4) その他

(5) 自宅の作業環境に大きな変化が生じた場合や心身の健康に問題を感じた場合に相談する窓口や担当者の連絡先は把握しているか。

チェックリスト(Excel)のダウンロードはこちら(別紙2【労働者用】)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudou/roudoukjun/shigoto/guideline.html>







令和7年度

# SDS電子化 補助金

厚生労働省が公表した標準フォーマット形式による危険性  
有害性情報等 (SDS) の出入力機能を有するシステムを  
導入するための経費について、補助金が交付されます！



## いつもの作業の「化学製品」 適切に管理していくですか？



**労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています！**

労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、  
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。

まずはホームページで必要な対応をチェック！  
ケミガイド <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。

ひとくらし・みらいのために  
**厚生労働省**

Ministry of Health, Labour and Welfare



厚生労働省・中央労働災害防止協会

申請期間：令和7年8月1日～令和7年11月30日

※補助金の執行状況等を踏まえ早期に終了又は延長することがあります。  
その場合はホームページでお知らせします。

対象者

中小企業基本法における中小企業者

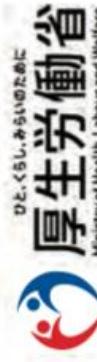
補助対象及び補助額概要

既存のシステムを次の①、②の基準に適合するように改修、買換等に要する経費及び、  
①、②の基準に適合するシステムの新たな導入に要する経費

- ①以下のいずれかの読み込み機能を有し、判読可能なSDSとして復元する機能を有すること。
  - 電子化されたSDSデータ(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表))に対応しているものに限る。)を読み込む機能
  - 紙又はPDFのSDSを読み込む機能
- ②SDSデータを電子化(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表))に対応しているものに限る。)して出力する機能を有すること。(①で読み込んだデータを含む。)

また、出力に際して労働安全衛生法に準拠していること。

※同一申請者当りの年内交付上限：補助対象経費の1／2、ただし上限100万円（千円未満切捨て）  
また、リース契約及びライセンス契約、保守契約等の場合の補助対象となる経費は、事業実施期間中に支払われるものとします。  
この場合、複数年分を事業実施期間中に支払った場合には、補助実施年度を含め3年分(36か月分)が補助対象となります。



厚生労働省・中央労働災害防止協会



料無

# 労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の相談窓口

作物物質の性状に關連の強い労働災害の分析結果

## 11 化学物質の性状に関する強い労働災害の発生状況

- ・ 化学物質の性状に関連の強い労働災害（事故の型が有害物等との接触、爆発、火災によるもの）は、直近10年間で、年間500件前後で推移しており、減少は見られない。
  - ※ これに加え、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人に達する。

事故の型	平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			平成30年			令和元年			令和2年			令和3年			令和4年		
	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成28年	平成29年	平成29年	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年	令和2年	令和2年	令和3年	令和3年	令和4年	令和4年	令和5年									
有価物等との接触	365	(12)	393	(17)	369	(5)	409	(10)	397	(11)	404	(10)	430	(8)	408	(10)	442	(2)	463	(3)							
爆発	60	(4)	34	(2)	32	(3)	39	(1)	39	(5)	35	(1)	34	(2)	34	(1)	34	(5)	49	(4)							
火災	50	(0)	41	(4)	56	(2)	30	(1)	41	(4)	95	(37)	34	(1)	30	(8)	36	(0)	30	(1)							
合計	475	(16)	468	(23)	457	(10)	478	(12)	477	(20)	534	(48)	498	(11)	472	(19)	512	(7)	542	(8)							

## 2 有害物等との接触による労働災害の分析

化学物質の性状に関連の強い労働災害のうち、「有害物等との接触」による労働災害の3年分（令和元年から3年）の1,229件について、詳細な分析は次のとおり。

※なお、以下の詳細分析は、各年の統計作成時点後に行われたデータ修正を反映しているため、既に公表されている統計数値と比較して数件程度の差異がある。

### (1) 業種別発生状況



ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関するご質問にお答えします。

要改正の主な概要

- ◆ 化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用
  - ◆ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
  - ◆ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
  - ◆ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1：濃度基準値設定物質が対象　※2：※1以外のリスクアセメント対象物が対

## よくあるお問合せ

政省令改正 関係

- ・新たな化学物質規制(にはどうのように対応すればいい)ですか
- ・特殊健康診断の実施頻度緩和と(は何ですか)
- ・濃度基準値以下の確認方法は

**開設期間** 帝和/年5月19日～帝和8年3月18日まで  
**受付時間** 月～金 10:00～17:00  
( 12:00～13:00を除く／ 土日祝日、国民の休日、年末年始を除く )

050-5577-4862

テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。

相談は無料ですが、通話料がかかります。  
メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話でご回答になる場合がございますのでご了承ください。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」  
[事務局] テクノヒル株式会社 化学物質管理部門 <https://technohill.co.jp/>

# 石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！



## 有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。



「工作物」の工事の事前調査は  
令和8年1月1日以降着工の工事から有資格者に行われる必要があります。  
石綿総合情報ポータルサイト



工作物石綿事前調査者 参照 →



4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →  
※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」  
93~95P

## 36 事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

調査結果のほか、作業主任者の氏名や  
石綿ばく露防止措置等も報告が必要な  
場合があります。

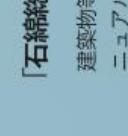
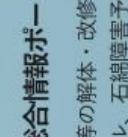
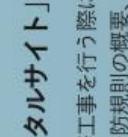
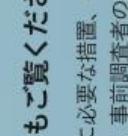
4.3.5 事前調査の記録等の作成、備え付け及び保存  
参考 →  
※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」  
95 ~ 98P

4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告 参照 →  
※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」101 ~ 103P

「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！  
建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置、各種マニュアル、石綿障害予防規則の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業者・発注者や住民の方々に向けた様々な情報を掲載しております。



都道府県労働局・労働基準監督署



## ■工事開始前まで

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事
事前調査・分析調査の実施※1、記録の3年保存【3条】	建築物	●
事前調査に関する資格者要件【3条】	工作物	● △ ※2
分析調査に関する資格者要件【3条】※1	鋼製の船舶	●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）【4条の2】		● ※3
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）【4条】		● ※4
計画の届出（工事開始の14日前まで）【安衛法88条（安衛則90条）、5条】		● ※5 ※6



※1 事前調査で石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、有資格者による分析調査を行いう必要があるが、「石綿使用有り」と見なして分析調査を行わない場合は、法令に基づく措置を講じる必要があります。  
※2 令和8年1月1日から施行されるが、施行前にも有資格者による事前調査の実施が望ましい。  
※3 床面積の合計が80 m<sup>2</sup>以上の解体工事又は請負金額100万円以上の改修工事に限る。  
※4 特定の工作物の解体工事又は改修工事であって、かつ請負金額100万円以上の工事に限る。  
※5 総トン数が20トン以上の鋼製の船舶又は改修工事に限る。  
※6 吹付け石綿等（レベル1建物）又は石綿含有保温材等（レベル2建物）がある場合に限る。  
建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

## ■工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る）

主な規制内容	工事の種類	吹付け石綿、保温材等の除去等（レベル1・2）	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去（レベル3）
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示【3条】		●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施【19条、20条】		●	●	●
作業者に対する特別教育の実施【27条】		●	●	●
作業場所の隔離【6条、6条の2、6条の3】		●	●	●
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認【6条】		●	●	●
作業時は「建材を湿润な状態に保つこと」「除じん性能を有する電動工具を使用すること」「その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置【6条の2、6条の3、13条】				
マスク、保護衣等の使用【14条】				
関係者以外の立入禁止・表示【15条】				
石綿作業場であることの掲示【34条】				
作業者ごとの作業の記録・40年保存【35条】				
作業実施状況の写真等による記録・3年保存【35条の2】				
作業者に対する石綿健康診断の実施【40条】				

（※）表の番号に法令名がない場合は、石綿障害予防規則、「安衛法」は労働安全衛生法、「安衛則」は労働安全衛生規則を指します。（R6.8）

# 令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、一部の工作物の石綿事前調査には資格取得が必須になります!

事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです  
※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

## いまとぐく確認ください



いいえ

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- 反応槽
- 貯蔵設備※2
- 加熱炉
- 発電設備※3
- ポイラー及び圧力容器
- 変電設備
- 配管設備※1
- 配電設備
- 焼却設備
- 送電設備※4

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- 煙突※5
- トンネルの天井板
- ブラットホームの上家
- 遮音壁
- 軽量盛土保護パネル
- 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い※6
- その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

工作物石綿事前調査者資格は  
**不要**

工作物石綿事前調査者  
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者  
・令和5年9月までに日本アスベスト調査  
診断協会に登録された者の  
のいづれかの資格が**必要**

工作物石綿事前  
調査者資格が  
**必要**

⚠ 建築物石綿含有建材調査者の資格をもついても、別途、  
工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

上記

工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

- ※1 建築物に設けられた給水設備、排水設備、換気設備、冷房設備、暖房設備、屋根設備等の建築設備を除く。
- ※2 建築物を防護するための設備を除く。
- ※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。
- ※4 ケーブルを含む。
- ※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。
- ※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、  
**登録講習機関で受講できます！**

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。  
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>

有資格者による調査をせず工事を行うことは 法令違反です！  
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生する  
おそれがあります。



(R7.3)

対象工事を行う方は、  
**工作物石綿事前調査者講習**を受講して、  
資格の取得をお願いします。

こんな工事も  
有資格者による調査の  
対象になります！

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備（発電設備・配電設備・変電設備・送電設備）の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事など

※詳細は裏面をご確認ください。



例えば、以下のような工作物が対象となります。



有資格者による調査をせず工事を行うことは 法令違反です！  
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生する  
おそれがあります。

無資格者も  
焼却設備も

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります



# 工作物事前調査が必ず必要です！

調査者の資格を取得するためには、  
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



環境省  
Ministry of the Environment

区分	対象工作物
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境 大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ポイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備（ケーブルを含む。） ⑨ 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） ⑩ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ⑪ 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護ハネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 觀光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。） 上記（①～⑯）以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。

区分	対象工作物
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境 大臣が定める工作物)	・工作物石綿事前調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者 ・2023年9月までに日本アスベスト調査 診断協会に登録された者

区分	対象工作物
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境 大臣が定める工作物)	原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事の着工前に 解体・改修工事において、石綿の使用の有無 を調査（事前調査）しなければなりません。

区分	対象工作物
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境 大臣が定める工作物)	一定規模以上の解体・改修工事については、 着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。  Point 1 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！ Point 2 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等※ Point 3 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！  ※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

(R7.7)

区分	対象工作物
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境 大臣が定める工作物)	事前調査結果の報告は 石綿事前調査結果報告システムから 実施していただけます <a href="https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/">https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/</a>



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>

工事対象	工事の種類	報告対象の工事
建築物※1	解体	対象となる工事 解体部分の床面積の合計が80 m <sup>2</sup> 以上の工事
特定工作物※1	改修	請負金額100万円以上の工事（税込）
船舶（鋼製のものに限る）※2	解体・改修	請負金額100万円以上の工事（税込） ※1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事金額100万円以上税込 ※2 船舶に限る

## 企業も労働者も安心して 副業・兼業に取り組むために



多様な働き方への期待が高まっていることから、労働者の希望に応じて副業・兼業を行える環境を整備することが求められています。

長時間労働になり、労働者の健康が阻害されることがないよう、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を踏まえた取組の実施をお願いいたします。

### 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」のポイント

#### 基本的な考え方

- 労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であるとされていることから、原則、副業・兼業を認める方向で検討することが適当です。  
※労務管理を適切に行うためには、届出制など副業・兼業の有無・内容を確認するための仕組みを設けておくことが望ましいです。
- 副業・兼業は、本業以外でのスキルや経験の獲得により、労働者の主体的なキャリア形成に資するものであることから、各企業における副業・兼業の取組について公表することを推奨しています。

39

#### 副業・兼業の促進に関する ガイドライン わかりやすい解説

\* 本パンフレットでは、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の内容についてわかりやすく解説します。

\* ガイドラインをはじめとして、副業・兼業に関する各種情報は厚生労働省ホームページ以下のページにまとめて掲載していますので、こちらもご覧ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>



#### 労働時間の管理

- 労働者が雇用される形で副業・兼業を行う場合、原則として、自社と副業・兼業先の労働時間を通算して管理する必要があります。労働時間の通算は、**自社での労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社での労働時間**とを通算することで行います。
- 労働時間の通算にあたっては、自社で取り入れやすい方法を採用し、自社と副業・兼業先の労働時間を確実に通算するようにしましょう。

#### 労働者の健康確保

- 副業・兼業を行っている労働者とコミュニケーションを取り、労働者の健康確保に必要な措置を講じましょう。
- 状況に応じて、時間外・休日労働の免除や抑制を行うことも考えられます。



個人事業者等の皆さま、個人事業者等に仕事を注文する皆さまへ

個人事業者等の健康管理の基本的な考え方

「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定しました

個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要です。各種支援を活用し、自ら健康管理を行いましょう。

個人事業者等

このパンフレットでは「ガイドラインの基本的な考え方」、個人事業者等の皆さんに「自分で実施していただきたい事項」、注文者等の皆さんが「注文者等として実施していただきたい事項」などをまとめています。

このガイドラインは、個人事業者等※1は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等が健常に就業するためには、個人事業者等が自身で行うべき事項、注文者等※2が行うべき事項や配慮すべき事項等を周知し、それぞれの立場での自主的な取り組み

40

なお、雇用契約を締結せず、形式的には個人事業者等として請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、個々の働き方の実態に基づいて、労働基準法上の「労働者」であるかどうかが判断されます。「労働者」に該当すると判断された場合には、このガイドラインによらず「労働者」として、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用されることに留意ください。

※ 1 個人事業者等：事業を行う者のうち労働者を使用しないものおよび中小企業の事業主または役員  
※ 2 注文者等：個人事業者等に仕事を注文する注文者、または注文者ではないものの、個人事業者等  
が受注した仕事に關し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示・調整等を要するものにつ  
いて必要な干渉を行う者

## 健 康 管 理 の た め に 実 施 す る 事 項

個人事業者等や注文者等の取り組みを広く定着させていくため、団体等には個人事業者等および注文者等がこれらとの取り組みを円滑に実施することが個人事業者等および支援を行うべきです。

◎注文者等

### (3) 業種・職種別団体や仲介業者等

個人事業者等に、各種支援を活用しながら、以下の事項を実施していくこと。

## ■ 健康管理に関する意識の向上

- 健康管理に関する意識の向上
  - 危険有害業務による健康障害リスクの理解
  - 定期的な健康診断の受診による健康管理
  - 長時間の就業による健康障害の防止
  - メンタルヘルス不調の予防
  - 腰痛の防止
  - 情報機器作業における労働衛生管理
  - 適切な作業環境の確保
  - 健康障害防止措置への協力

注文者等は、以下の事項を実施してください。なお、個人事業者等が以下の事項の実施を要請したことを理由として、個人事業者に対する不利益な取り扱いをしてはいけません。

長時間の就業による健康障害の防止

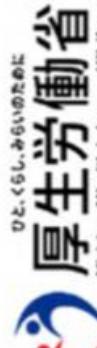
- ・注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあつた場合における医師の面談機会の提供
  - メンタルヘルス不調の予防
  - 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
  - 健康診断の受診に要する費用の配慮
  - 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

個人事業者等の安全衛生対策について 厚生労働省 ([mhlw.go.jp](http://mhlw.go.jp))

1

ガイドライン全文はこちら

都道府県労働局・労働基準監督署  
厚生労働省 ひとくらし・みらいのため



# 第10次 粉じん障害防止総合対策の実施をお願いします



## 粉じん障害防止対策



## 第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項（詳細は中面）

4. 呼吸用保護具の使用の徹底および適正な使用の推進
2. すい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. 粉じん肺健康診断の着実な実施
4. 離職後の健康管理の推進
5. その他地域の実情に即した事項
  - ・アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
  - ・金属等の研磨作業
  - ・岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物等の破碎作業など

## 粉じん障害によるじん肺とは



正常な肺  
じん肺に罹患した肺

主に小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長年吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなってしまう病気で、根本的な治療がありません。

いったんじん肺にかかると正常な肺には戻らず、病気は進行します。粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底し、じん肺にからないように予防することが重要です。

# すい道等建設工事における 粉じん対策に関する ガイドラインの概要



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare  
建設業労働災害防止協会（建災防）



# 令和3年4月1日から 「改正電離放射線障害防止規則」が 施行されます（増補版）

厚生労働省は、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離則」）と「電離放射線障害防止規則第三条第三項並びに第八条第五項及び第九条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」（以下「告示」）を改正し、令和3年4月1日から施行・適用します。改正内容は以下のとおりです。

## 1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受けける等価線量の限度の引き下げ（電離則第5条）

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受けける等価線量が、**5年間につき100mSv**および**1年間につき50mSv**を超えないようにならなければなりません。

「5年間」の途中で新たに放射線業務従事者となつた労働者については、その労働者が前の事業場から交付された線量の記録（ない場合は、前の事業場から再交付を受けさせてください）により、「5年間」の始期以降の被ばく線量を確認してください。

4 健康診断を行う年の前年1年間に、眼の水晶体に受けた等価線量が20mSvを超える、かつ当年1年間に眼の水晶体に受けた等価線量が20mSvを超えるおそれのある方については、電離放射線健康診断の白内障に関する眼の検査を省略することは（電離則第56条第3項）、適当ではありません。また、このような方の白内障に関する眼の検査は、眼科医により行われることが望ましいです。

## 2 線量の測定および算定方法の一部変更（電離則第8条・告示第3条）

放射線業務従事者などの管理区域内で受けた外部被ばくによる線量の測定（は、**1cm線量当量**、**3mm線量当量**および**70μm線量当量**のうち、**実効線量**および**等価線量**の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーの値に基づき、線量を算定するために適切と認められるものについて行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、**1cm線量当量**、**3mm線量当量**または**70μm線量当量**のうちいざれか適切なものによつて行うことが必要です。

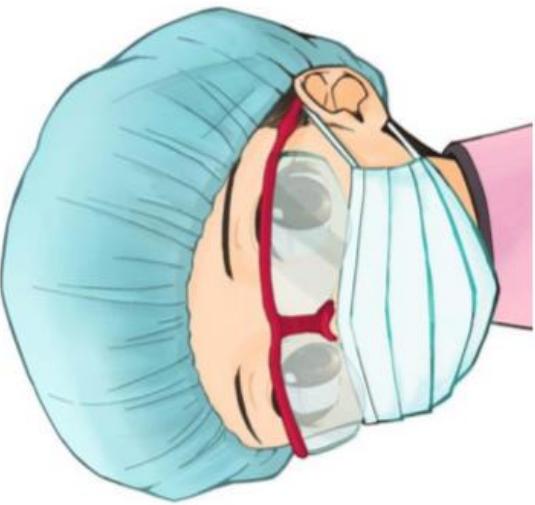
眼の水晶体に受けた等価線量（は、3mm線量当量による算定を原則とします。ただし、1cm線量当量及び70μm線量当量を測定、確認すること）で3mm線量当量が眼の水晶体の等価線量限度を超えないように管理できる場合は、これらのうち適切な線量当量による算定でも差し支えありません。

## 3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加（電離則第9条）

放射線業務従事者の眼の水晶体に受けた等価線量は、**3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計**を算定・記録・保存することが必要です。

防護眼鏡などの使用時には、電離則第8条第3項に掲げる法定の部位（胸部または腹部など）に加え、防護眼鏡の内側などで測定した結果に基づき算定した眼の水晶体の等価線量を記録・保存の対象として差し支えありません。

眼の水晶体に受けた等価線量の低減には、防護眼鏡の使用も有効です。



## 4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更（電離則様式第2号）

受診労働者数の欄中「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が、「**20mSv以下**の者」、「**20mSvを超えて50mSv以下**の者」および「**50mSvを超える者**」に変わります。また、全区分の欄に「**検出限界未満の者**」の項目が追加されます。

令和3年4月1日以降に所轄労働基準監督署長に提出する「電離放射線健康診断結果報告書」（は、新様式を用いてください）。この場合、報告書を提出すべき健康診断を行つた年の前年1年間に受診した労働者が受けた実効線量および等価線量について、新様式の区分にしたがつて、人數を集計して記入してください。

## 5 前記1に関する経過措置（改正省令附則第2条）

一定の医師※については、眼の水晶体に受けた等価線量の限度を以下のとおりとします。

- 令和3年4月1日～令和5年3月31日の間 **1年間につき50mSv**
- 令和5年4月1日～令和8年3月31日の間 **3年間につき60mSvおよび1年間につき50mSv**
- ※放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受けた等価線量が5年間につき100mSvを超えるおそれのある医師であつて、その行つる診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができるないもの（以下、「経過措置対象医師」）。
- 経過措置対象医師（は、令和5年3月31日までの間に、衛生委員会の調査審議などを経た上で、事業者が指定してください）。
- 事業者は、経過措置対象医師に指定する医師に対し、指定する旨を通知するとともに、氏名、医籍登録番号、診療科名、経過措置の対象となる根拠となる具體的な事由を記録して令和8年3月31日まで保存してください。
- 改正電離則の施行（令和3年4月1日）時に、現に使用している医師を経過措置対象医師に指定しようとするとする場合は、改正電離則の施行後遅なく指定してください。また、施行日から令和5年3月31日までに雇入れまたは配置換えした医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、雇入れまたは配置換え後に遅なく指定してください。



## 令和7年度 オンライン(zoom)によるWeb対応

令和7年度

相談  
無料

## 放射線被ばく管理に関する 労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業

### 「相談窓口」のご案内

被ばく低減・放射線管理の  
課題を解決しましょう！

改正電離放射線障害防止規則が令和3年4月に施行され、眼の水晶体に受けた等価線量の限度値が大幅に引き下げられました。法令遵守を前提とし、放射線業務従事者の被ばく低減に組織的に取り組んで健康障害を防止するためには、労働安全衛生マネジメントシステムの活用が有用です。

厚生労働省の第14次労働災害防止計画に「医療機関に対して、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入を支援する」と明示されています。

本事業では、放射線管理体制を強化するため、被ばく低減・放射線管理に課題等を抱える医療機関の皆様に被ばく低減対策等について、実務的な知識・経験を有する専門家による相談窓口を設置しましたので、相談をご希望の方は、Webサイトよりお申込みください。

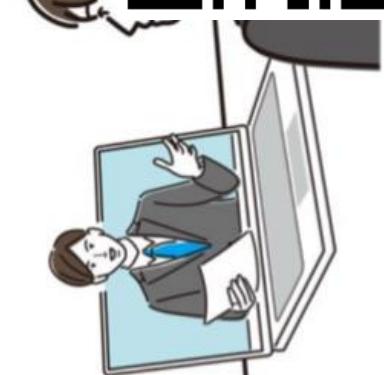
#### 相談の実例

- ★ 使用する線量計と装着部位について  
4 個人線量計の装着率向上のための取り組みについて  
3 管理区域への出入頻度による線量計の使い分け等について(一時立入者)  
★ 出張医の被ばく管理について  
★ IVR等の手技中の適切な線量測定方法と被ばく線量の低減対策について  
★ プロテクタの点検及び療業基準について  
★ 卫生委員会の設置及び運用について

～利用者の声～  
なかなか普段聞けないことや、疑問や不安に感じていたこと等を相談することができて、よかったです。  
また、困っていることがあつたら利用したいです。

#### 相談窓口

期間：令和7年5月～令和8年2月  
時間：30分～最大1時間程度  
方法：オンライン(zoom)のWeb会議  
※ 内容に応じてメールで回答させていただく場合がございます。  
申込をいただいてから、日程の調整を行います。



#### お申込み

右記のウェブサイト「相談窓口申込み」よりお申込みください。  
その上で、実施する日程を決まります。

お問い合わせ 放射線MS事務局 TEL: 03-3830-0720 (直通) メールアドレス: ms-info@rad-ms.mhlw.go.jp

#### お申込み

事前の参加登録が必要ですので、  
右記厚生労働省のウェブサイト  
「研修等申込み」よりお申込みください。

お問い合わせ 放射線MS事務局 TEL: 03-3830-0720 (直通) メールアドレス: ms-info@rad-ms.mhlw.go.jp

#### 最新情報

X (旧Twitter)  
アカウント名: 放射線MS事務局  
@rad-ms2022

ウェブサイト  
<https://www.rad-ms.mhlw.go.jp/>

本事業は、厚生労働省の委託業務として、公益財団法人原子力安全技術センターが関係機関の協賛・協力を得て実施するものです。  
協賛：公益社団法人日本診療放射線技師会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

お問い合わせ 放射線MS事務局 TEL: 03-3830-0720 (直通) メールアドレス: ms-info@rad-ms.mhlw.go.jp

#### お申込み

本事業は、厚生労働省の委託業務として、公益財団法人原子力安全技術センターが関係機関の協賛・協力を得て実施するものです。  
協賛：公益社団法人日本診療放射線技師会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

ウェブサイト  
<https://www.rad-ms.mhlw.go.jp/>

X (旧Twitter)  
アカウント名: 公益財団法人 原子力安全技術センター

ウェブサイト  
<https://www.rad-ms.mhlw.go.jp/>

X (旧Twitter)  
アカウント名: 公益財団法人 原子力安全技術センター

本事業は、厚生労働省の委託業務として、公益財団法人原子力安全技術センターが関係機関の協賛・協力を得て実施するものです。  
協賛：公益社団法人日本診療放射線技師会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

ウェブサイト  
<https://www.rad-ms.mhlw.go.jp/>

X (旧Twitter)  
アカウント名: 放射線MS事務局  
@rad-ms2022

ウェブサイト  
<https://www.rad-ms.mhlw.go.jp/>

お問い合わせ 放射線MS事務局 TEL: 03-3830-0720 (直通) メールアドレス: ms-info@rad-ms.mhlw.go.jp

#### お申込み

右記のウェブサイト「相談窓口申込み」よりお申込みください。  
その上で、実施する日程を決まります。

お問い合わせ 放射線MS事務局 TEL: 03-3830-0720 (直通) メールアドレス: ms-info@rad-ms.mhlw.go.jp

本事業は、厚生労働省の委託業務として、公益財団法人原子力安全技術センターが関係機関の協賛・協力を得て実施するものです。  
協賛：公益社団法人日本診療放射線技師会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

# 職場の騒音対策を確認しましょう！



## ガイドラインの対象作業場はこちら



適切な遮音値の  
聴覚保護具



管理者への教育



騒音障害防止対策は、その対象となる全ての作業場において広く浸透していくことは言い難く、更なる対策を進めることから、厚生労働省は2023(令和5)年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。  
一度失われた聴力は元に戻りません。適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。

## 騒音障害防止のためのガイドライン パンフレット



管理者の選任



## ガイドラインの主なポイント

- 騒音障害防止対策の管理者を選任する
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
- 聴覚保護具は適切な遮音値のものを用いる
- 雇入時等健康診断、定期の健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

ガイドラインについてのより詳細な情報は、ガイドライン本文、解説などをご確認下さい。



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能



別表2 いづれの作業場も対象です。  
ガイドラインの対象外でも、騒音が大きい作業場がある場合は下記対策に取り組みましょう

### ●以下の対策に取り組んでいますか？

職場の体制	<input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者の選任 <input type="checkbox"/> 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助 <input type="checkbox"/> 騒音レベルの測定※
作業環境管理	<input type="checkbox"/> 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合は、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※ <input type="checkbox"/> 測定結果の記録と保存（3年間）
作業管理	<input type="checkbox"/> 聴覚保護具の使用※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合は必ず聴覚保護具を使用しましょう。

- 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施
- 定期健康診断（騒音）の実施
- 健康管理

- 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施
- 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間）
- 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告

- 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育
- 労働者への教育

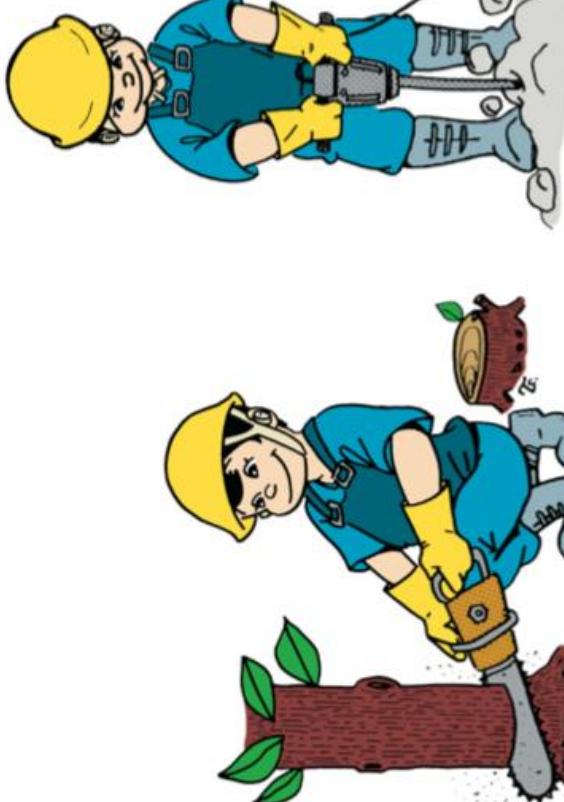
※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能



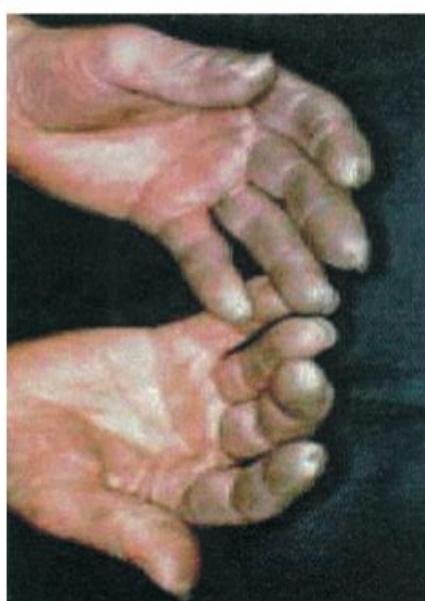
# 振動障害の予防のために

## —新たな振動障害予防対策の概要—

国際標準化機構（ISO）、海外での取組状況等を踏まえて、振動工具の振動加速度のレベルに応じて、振動にばく露される時間を抑制することなどを内容とした新たな振動障害予防対策に取り組むことが必要です。



45



厚生労働省労働基準局  
都道府県労働局  
労働基準監督署

## 「情報機器作業における労働衛生管理のため のガイドライン」を策定しました

（令和元年7月12日付け基発0712第3号）

このガイドラインは、パソコンなど、情報機器を使って作業を行う労働者の健康を守るためにガイドラインです。

情報機器作業による労働者の心身の負担を軽くし、支障なく働くようになりますため、事業者が講すべき措置をまとめています。

### ガイドラインの枠組み

#### ○作業環境管理

情報機器作業を行う環境の整備方法について説明しています。  
(例：ディスプレイの明るさ、情報機器や机・椅子の選び方)

#### ○作業管理

情報機器作業の方法について説明しています。  
(例：一日の作業時間、休憩の取り方、望ましい姿勢)

#### ○健康管理

情報機器作業者の健康を守るための措置について説明しています。  
(例：健康診断、職場体操)

#### ○労働衛生教育

上記の対策の目的や方法について、作業者や管理者に理解してもらうための教育について説明しています。

### ポイント：近年の情報機器作業の多様化や技術革新にも対応

作業区分を見直し、タブレットやスマートフォンに関する事項を盛り込んでいます。  
作業区分に応じた対策については、裏面で詳しく説明しています。



# 下水道工事等における 酸素欠乏症・硫化水素中毒の防止対策

## 下水道管路内作業における 硫化水素中毒防止対策

酸素欠乏症・硫化水素中毒は、

**致死率が高く非常に危険**ですが、

作業環境測定、換気、空気呼吸器等の呼吸用保護具の使用などの措置を適正に実施すれば発生を防ぐことができます。

酸素欠乏空気・硫化水素の発生のおそれのある場所の確認と災害防止のための措置・作業方法の点検を行いましょう。

### 酸素欠乏症

酸素濃度が低下することを酸素欠乏といい、酸素欠乏状態の空気を吸入することによって酸素欠乏症になります。酸素欠乏症にかかると、めまいや意識喪失、さらには死に至る場合があります。



### 硫化水素中毒

硫化水素は自然界の様々な状況で発生しています。汚泥等の攪拌や化学反応等によつては急激に高濃度の硫化水素ガスが空気中に発散されることもあります。

硫化水素ガスは、**嗅覚の麻痺や眼の損傷、呼吸障害、肺水腫**を引き起こし、死に至る場合もあります。

酸濃度	症状等
21%	通常の空気の状態
18%	安全限界だが連続換気が必要
16% 12%	頭痛、吐き気 めまい、筋力低下 失神昏倒、7~8分以内に死亡
8% 6%	呼吸麻痺、昏倒、呼吸停止、死亡

硫化水素濃度	症状等
5ppm程度	不快臭
10ppm	許容濃度(眼の粘膜の刺激下限界)
20ppm 350ppm 700ppm	気管支炎、肺炎、肺水腫 生命の危機 呼吸麻痺、昏倒、呼吸停止、死亡

し尿、腐泥、汚水等は硫化水素の発生原因です。これらが入っている又は入っていた下水道等の内部の作業場所は、硫化水素中毒発生のおそれがあり非常に危険です。下水道管路等の内部に立ち入り作業を行つ場合は、酸素欠乏症、硫化水素中毒を防止するための対策を徹底してください。

### 災害事例

#### 硫化水素中毒 2人が休業

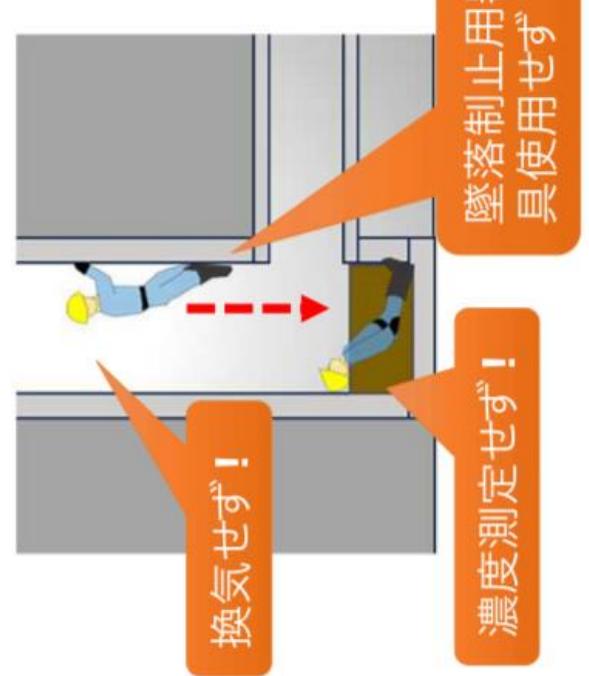
下水道内の止水ブロックを取り外す作業中、止水ブロック側から汚水が流入し、硫化水素中毒発生し、救助にあたつたもう1名も被災した。



換気せず！  
濃度測定せず！  
墜落制止用器具使用せず！

#### 硫化水素中毒 1人が死亡

下水道マントホールの浚渫作業中、マントホール底部で汚泥のたまり具合を見るために、片足で沈殿物をかき混ぜた。その後、ステッパーを3、4段上ったところ、大声を發して転落し、1名が死亡した。



下水道に限らず、過去には多くの硫化水素中毒による重大な事故が発生しています。  
厚生労働省 職場のあんぜんサイト



\職場の安全を応援する情報発信サイト/

**職場のあんせんサイト**



労働災害事例  
労働災害統計



厚生労働省 各労働基準監督署

秋田労働局

厚生労働省 各労働基準監督署

埼玉労働局

厚生労働省



# STOP!一酸化炭素中毒災害

飲食店、パン・菓子製造店等において、燃焼器具の不完全燃焼等による一酸化炭素中毒が多く発生しています。



一酸化炭素は無色無臭であるため、ばく露しても気づかずには、頭痛、吐き気、めまいなどを感じ、一酸化炭素中毒に気づいたときには四肢が動かず逃げられないという事態も考えられる大変恐ろしい疾病です。近年では、飲食店等での中毒災害が多く発生しています。以下のチェック項目を参考に安全対策を徹底してください。

## [換気設備・燃焼器具関係]

- 十分な能力の換気設備を設置していますか？
- 燃焼器具を使用する際には、必ず換気装置を稼働させていますか？
- ガスの燃焼・換気状況について定期点検・整備を行っていますか？
- 給排気口に異物等はありませんか？

## [警報装置関係]

- 一酸化炭素の警報装置を設置していますか？
- 警報装置が稼動した場合は、状況に応じてガス燃焼器具の使用の停止、換気又は適切な避難措置等行っていますか？
- 燃焼器具に不完全燃焼警報装置機能が付いていますか？
- 一酸化炭素中毒防止に係るマニュアルを整備していますか？
- ガス燃焼機器使用に当たっての換気設備の作業手順、ガスの燃焼状況及び換気設備の定期点検、一酸化炭素警報装置作動時の対応等マニュアルを作成・整備し、関係労働者へ周知徹底してください。
- 労働者に対し、十分な安全衛生教育を行っていますか？
- 燃焼器具を使用する際には、換気設備の稼働を確認しましょう。
- 異常に気づいた時にはすぐに作業を中止しましょう。
- ガス燃焼機器を使用している室内の給気は十分に行われていますか？

47

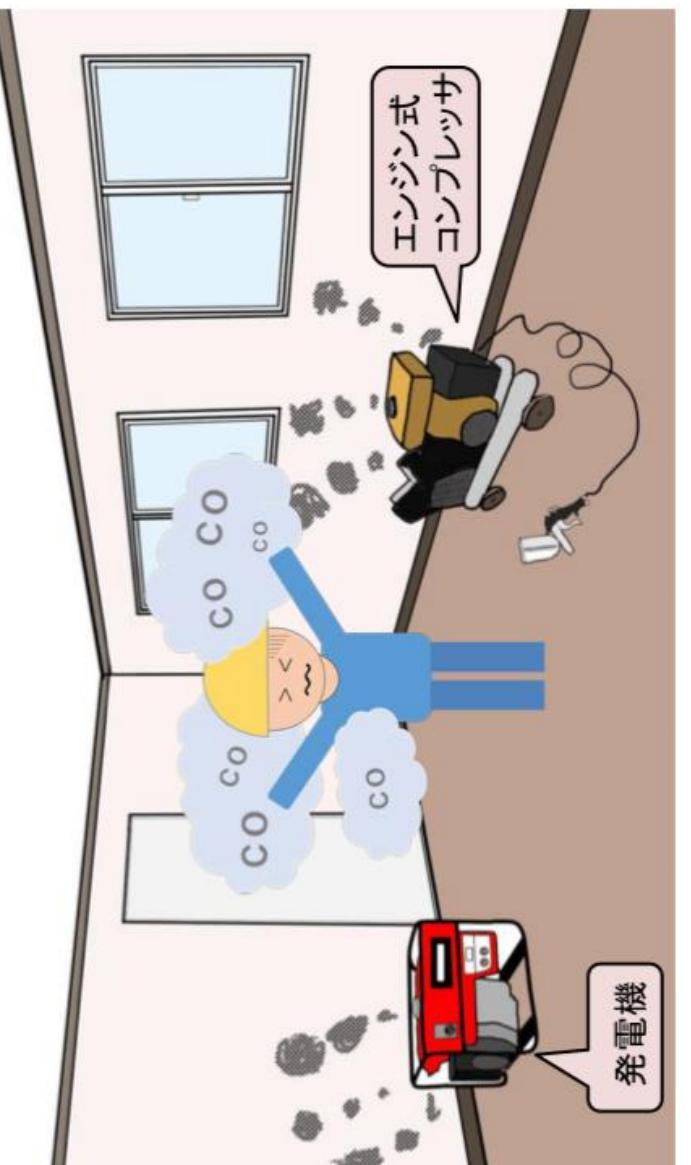
東京労働局労働基準部健康課・労働基準監督署



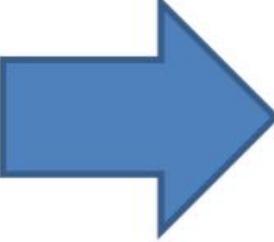
# 建設業における一酸化炭素中毒を予防しましょう！

一酸化炭素中毒は、職場、家庭を問わず昔からある災害ですが、今でも災害が多発しています。建設業では、内燃機関(ガソリンエンジン等)を動力源とする小型機械を室内で使うことによる災害が発生しています。安全衛生対策を十分行って一酸化炭素中毒を防ぎましょう！

## 1. 内燃機関は換気を十分に行つて使いましょう



内燃機関(ガソリンエンジン等)を動力源とする小型機械(発電機、コンプレッサ等)を、通風が不十分な室内で使用して、一酸化炭素中毒が繰り返し発生しています。  
一酸化炭素は無色無臭のため、ばく露しても気が付かずには、頭痛、吐き気、めまいを感じ、一酸化炭素中毒に気が付いたときは、意識がなくなり、死に至ることもあります。同じ場所で作業をしていた複数の方が多いことを防ぐには、意識がなくなり、死に至ることもあることがあります。



室内で内燃機関を使つた小型機械は使わないことを原則としてください。やむを得ず室内で内燃機関を使わなくてはいけないとときは換気を十分に行ってください。

このほか、チェックリスト(裏面)によりチェックを行つて一酸化炭素中毒を予防してください。



渋谷労働基準監督署



東京労働局労働基準部健康課・労働基準監督署





## 2023年4月1日から 危険有害な作業※を行つ事業者 以下の1、2にに対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

### ※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関する作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則・有機溶剤中毒予防規則・鉛中毒予防規則・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則・電離放射線障害防止規則・酸素欠乏症等防止規則・粉じん障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質による汚染された土壌等を除染するための業務等

## 法令改正の主な内容

### 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

**48**

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼動させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことかが義務付けられている作業については、**請負人**に**対してもその作業方法を周知すること**
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、**請負人**に**対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**

### 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止とする**ことを<sup>○</sup>
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所に**掲示すること**
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**
- 同じ作業場所にいる労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**化学物質の有害性等を労働者が見やすい箇所に掲示すること**
- その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に**掲示すること**

## 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置に 以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者の一部を請け負わせる一人親方等
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者に義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火氣使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

- ・労働安全衛生規則・ボイラー及び圧力容器安全規則・クレーン等安全規則・ゴンドラ安全規則

## 法令改正等の主な内容

### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係はない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への搭乗禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う労働者以外の人も**その対象とすること**
- 喫煙等の火氣使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火氣使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用する必要がある旨を周知すること
- **請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所で例外的に作業を行わせる場合に限られますが、それ以外の場面であっても、  
① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に**使用させること**が義務付けられている場面  
② 特定の作業手順や作業方法によつて作業を行わせる場合に**保護具等を使用する**こと

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に**対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならぬ旨を周知すること**が推奨されます。

重 要



# 「注文者・事業者等が安全衛生上の指示項目等を行う場合の労働基準法上の留意事項（労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負ととの関係）について」を発出した (2025年3月)

注文者・事業者等が安全衛生上の指示項目等を行う場合の労働基準法上の留意事項（労働者性、いわゆる偽装請負ととの関係）について」を発出した  
(2025年3月)

49

業務委託等に際し、注文者・事業者等の皆様におかれでは、本通知に留意の上、躊躇することなく、必要な安全衛生上の指示等を実施していただくことにより、現場の安全衛生水準のより一層の向上に努めてください。

# 安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

## -労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂-

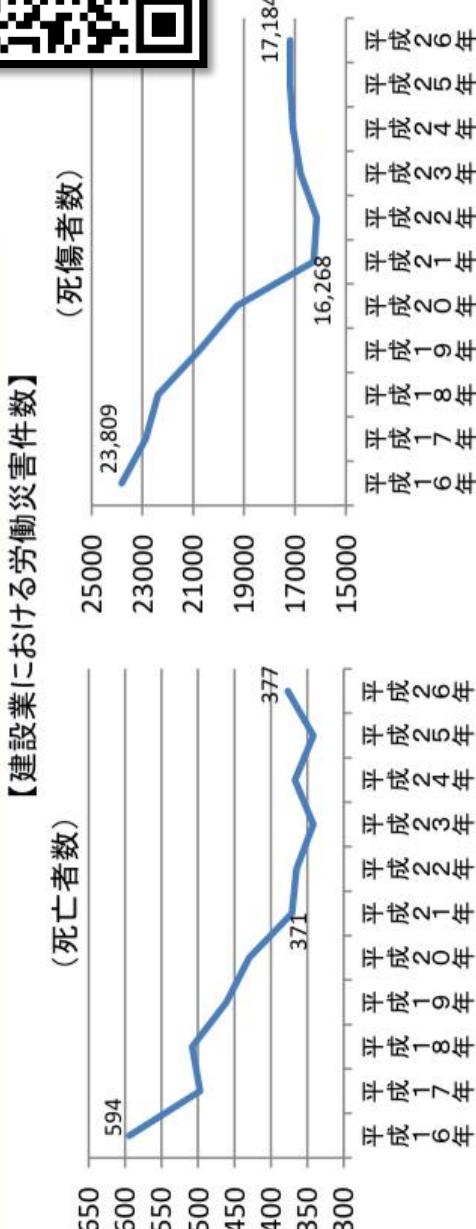
建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはされ、土砂崩壊など、死亡に至つたり、障害が残つたりする重篤な災害が多く発生しています。このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけではなく、それ以外の発注者や元方事業者※の安全に対する理解と対策の実施が重要なことです。

こうした中、厚生労働省による建設現場安全管理指針（平成7年）により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。  
※元方事業者における統括安全衛生管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に関する義務はありません。

建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています



適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- 発注者から契約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある  
うち「労働災害防止の徹底」が最も高く69%なのにに対し、「安全衛生経費の積算」は8%しかありません。

PDF 注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項（労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係）について [2]

81KB] □

- 安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%



出典：「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会



# ご健康に



Safe Work TOKYO  
～労働災害防止のため  
の取組を推進中です～



Cool work TOKYO  
～STOP!熱中症 クールワーク  
キャンペーンを実施中です～



渋谷労働基準監督署 安全衛生課

〒150-0041

渋谷区神南1-3-5

渋谷神南合同庁舎5階

電話 03-3780-6535



令和7年9月